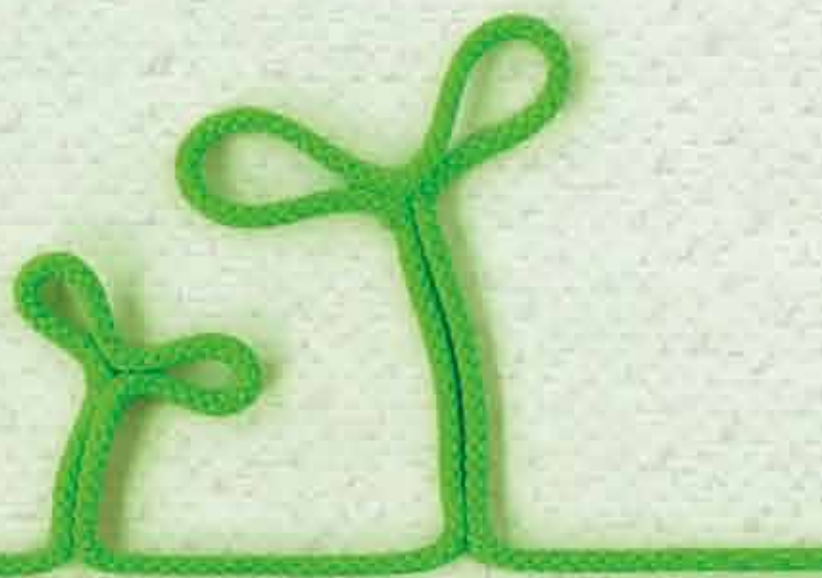


第2次 相模原市
教育振興計画



令和2年3月
相模原市教育委員会

はじめに

本市は、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、豊かな自然の恵みの下、歴史と文化が培われ、先人の知恵とたゆまぬ努力により発展してきました。

また、このような自然や文化を大切にしながらも、圏央道の開通やリニア中央新幹線の整備に伴う経済・交流圏域の一層の拡大、小惑星探査機「はやぶさ」が小惑星のサンプルリターンを世界で初めて成功させたJAXA(宇宙航空研究開発機構)の活躍など、絶え間なく前進を続けており、将来の可能性に満ちあふれている都市でもあります。

教育分野に目を向ければ、学校・家庭・地域住民等の連携の下、「人が^{たから}財産」を基本的な考え方とし、人を大切にするという視点でこれまでの教育施策を展開してきたところですが、超スマート社会や人生100年時代を迎えるなど教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、今後の社会を予測することが難しくなっています。

こうした状況に的確に対応していくためには、受容性の高い社会や持続可能な社会の実現を見据えながら、より具体的なビジョンの下で教育を推進する必要があることから、相模原市の教育が目指す人間像として「共に認め合い^{いま}現在と未来を創る人」と掲げました。これまでの取組を大切にしながらも、温かさと先進性のある教育を推進することにより、この人間像の実現に向けて歩を進めていきたいと考えています。

また、魅力あるまちづくりという観点からも教育は重要な柱のひとつであり、教育施策全体を通じて、誰もが「ここで学んでよかった」、「ここでもっと学びたい」と思い、自分が住んでいる地域への愛着や誇りを感じるなど、相模原市が一人ひとりの心の拠り所になるとともに、教育の力で選ばれる都市となることを期待しています。



もくじ

第2次 相模原市 教育振興計画

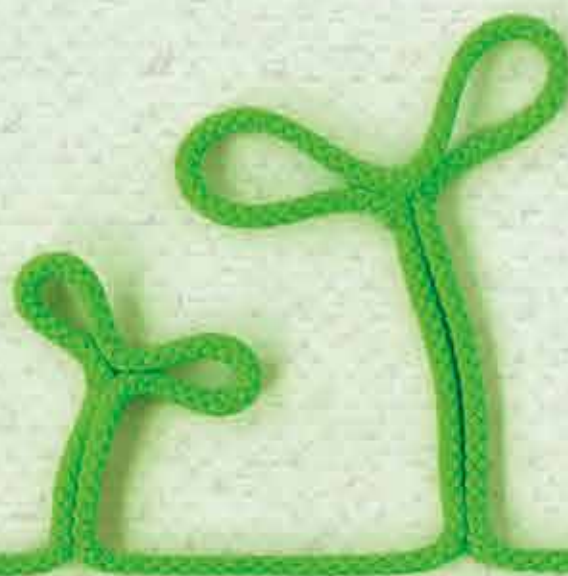
第1章	計画の策定に当たって	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	2
	(1) 法的な位置付け	2
	(2) 本市における位置付け	2
3	計画の期間	3
第2章	教育を取り巻く社会情勢	4
1	今後の社会情勢	4
	(1) 超スマート社会 (Society 5.0) の到来	4
	(2) 人生100年時代の到来	4
	(3) グローバル化の進展と持続可能な開発目標 (SDGs)	4
2	国における教育政策の動向	5
	(1) 教育基本法	5
	(2) 第3期教育振興基本計画	6
第3章	基本理念	7
1	相模原市の教育が目指す人間像	7
2	基本姿勢	8
第4章	施策体系	9
基本方針 I	生涯にわたる学びの推進	11
目標 1	未来を切り拓く ^{ひら} 力の育成	12
目標 2	新しい時代に活躍できる力の育成	20
目標 3	共生社会の実現に向けた取組の推進	24
目標 4	生涯にわたって学び生かす学習機会の提供	34
目標 5	生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進	39

基本方針Ⅱ	オール相模原で取り組む地域教育力の向上	43
目標6	子どもたちの成長を支える取組の推進	44
目標7	学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進	48
目標8	家庭を支える取組の推進	52
基本方針Ⅲ	多様な学びを支える環境の充実	55
目標9	学校指導體制の充実	56
目標10	学校教育環境の充実	61
目標11	学校安全の推進	65
目標12	生涯学習・社会教育の推進体制の充実	67
目標13	生涯学習・社会教育環境の充実	69

第5章	進行管理	70
------------	-------------	-----------

資料編		71
資料1	計画策定までの主な経過	72
資料2	相模原市教育振興計画策定委員会規則	73
資料3	相模原市教育振興計画策定委員会委員名簿	75
資料4	相模原市教育振興計画策定会議設置要綱	76
資料5	シンポジウム結果概要	78
資料6	アンケート調査概要	80
資料7	キッズ・インタビュー結果概要	82
資料8	パブリックコメント結果概要	83

第2次 相模原市
教育振興計画



令和2年3月
相模原市教育委員会

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成22(2010)年3月に相模原市教育振興計画を策定し、学校¹・家庭・地域住民等の連携の下、「人が財産^{たから}」を基本的な考え方として教育行政を推進してきました。

令和元(2019)年度末に当該計画の計画期間が終了するに当たり、これまでの考え方を継承しつつ、社会情勢の変化や今日的な課題に対応するため、第2次相模原市教育振興計画(以下「本計画」といいます。)を策定し、本市の教育が目指す方向性を明確にするものです。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

(2) 本市における位置付け

本市が目指す将来の都市像を掲げる「相模原市総合計画」における教育部門の計画として策定します。

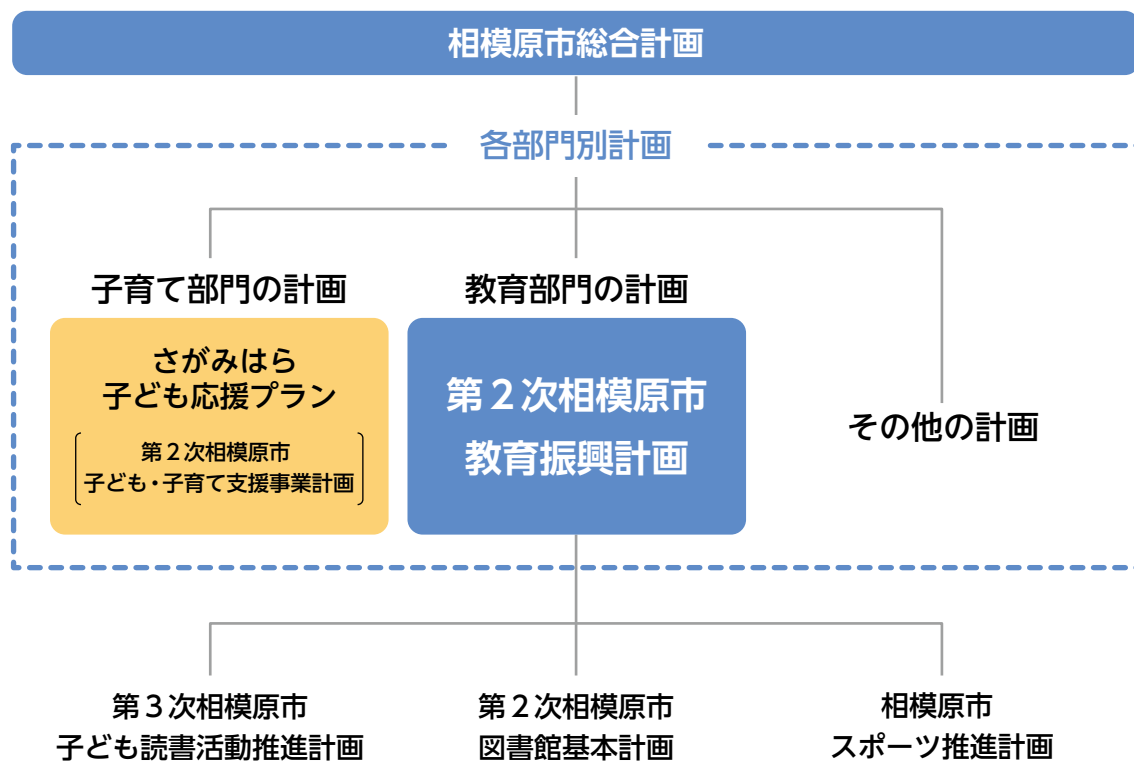
なお、相模原市総合計画では、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)²を踏まえた施策の推進を掲げており、本計画においては、17のゴールのうち目標4「質の高い教育をみんなに」を中心として特に関連する次の目標を踏まえています。



1 本計画における「学校」とは、市立の小中学校と義務教育学校のことをいいます。「小学校」には義務教育学校(前期課程)を、「中学校」には義務教育学校(後期課程)を含みます。

2 「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

本市における教育振興計画の位置付け



幼児期の教育に関しては、市長が策定する「さがみはら 子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」において取り扱っていますが、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本計画においては、幼児期の教育と義務教育の接続に関することについて記載しています。

また、学校教育に関する計画として平成19（2007）年度に策定した「さがみはら未来をひらく学びプラン」と、平成22（2010）年度に策定した「新・相模原市支援教育推進プラン」については、いずれも令和元（2019）年度末をもって計画期間が終了しますが、両計画の内容は本計画の中に記載し、一体的に推進していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、相模原市総合計画の計画期間に合わせ、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間とします。

第2章

教育を取り巻く社会情勢

1 今後の社会情勢

(1) 超スマート社会 (Society 5.0) の到来

情報社会 (Society 4.0) に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿が超スマート社会 (Society 5.0) とされており、人工知能 (AI)、IoT³、ロボットなどの先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、多様なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスが提供されることにより、経済発展と社会的課題の解決が期待されています。

こうした社会を豊かに生きるためには、先端技術を使いこなす力を身に付けるとともに、人間ならではの能力を育むことが求められています。

(2) 人生 100 年時代の到来

日本の人口が減少する一方で平均寿命は延伸を続けており、世界一の長寿社会を迎えています。2055年に65歳を迎える人(平成2年生まれ)については、男性の約4割以上、女性の約7割が90歳まで長生きし、更に女性については約2割が100歳まで長生きすると見込まれています⁴。

今後到来が予想される人生100年時代を豊かに過ごすためには、生涯にわたって学ぶことができる機会の充実が求められています。

(3) グローバル化の進展と持続可能な開発目標 (SDGs)

情報通信技術の進展や交通手段の発達などによって地球規模で人、モノ、資本が移動し、様々な分野で各国が相互に依存している中においては、経済危機、気候変動、自然災害、感染症などの課題が他国にも連鎖して発生し、深刻な影響を及ぼすようになっていきます。

このような状況を踏まえ、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられており、特に教育分野においては「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

³ Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれており、モノに組み込まれたセンサーなどからデータを集積する仕組みのことをいいます。

⁴ 厚生労働省 第5回社会保障審議会年金部会(平成30年10月10日開催)において、厚生労働省「完全生命表」「簡易生命表」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」に基づき試算されています。

2 国における教育政策の動向

(1) 教育基本法

昭和22年に制定された旧法を全部改正し、平成18年に成立した教育基本法においては、教育の目的（第1条）などが引き続き規定されており、旧法における普遍的な理念が大切にされつつも、教育の目標（第2条）、生涯学習の理念（第3条）、障害のある人への教育の機会均等（第4条第2項）や学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）などが新たに規定されており、新しい時代の教育の理念が示されています。

教育基本法 抜粋

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 第3期教育振興基本計画

平成30(2018)から令和4(2022)年度までを計画期間とする第3期教育振興基本計画が、平成30年6月15日に閣議決定されました。

この計画では、教育基本法の理念を踏まえ、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。

具体的には、超スマート社会や人生100年時代の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、次の5つの今後の教育政策に関する基本的な方針が設定されました。

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引^{けん}するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

第3章

基本理念

1 相模原市の教育が目指す人間像

教育は、一人ひとりが幸福な人生とより良い社会の創り手となる上での礎であり、本市においては「人が^{たから}財産」を基本的な考え方とし、人を大切にするという視点でこれまでの教育施策を展開してきました。

この考え方は普遍的なものですが、超スマート社会や人生100年時代を迎えるなど今後の社会の予測が難しくなる中においては、より具体的なビジョンの下で教育を推進していく必要があることから、相模原市の教育が目指す人間像を次のとおり設定します。

目指す人間像

共に認め合い ^{いま} 現在と未来を創る人

「共に認め合い」

今後どのような時代になっても、一人ひとりが自分らしく輝き、多様な人々⁵が共に生きるためには、まず自分の良いところや可能性に気づき、更には短所を含めて自分自身だと認めることが大切です。自分を認めることを通じて、自分以外の人にもそれぞれ良いところなどがあり、多様な人々がいることを理解し、皆が共に認め合い、つながり、支え合えるようになってほしいという思いを込めています。

「^{いま}現在と未来を創る」

予測困難な時代であっても豊かな人生を送るためには、自ら学びに向かい、広く想像し、深く思考して主体的に行動するとともに、多様な人々が積極的にかかわり、高め合いながら、新たな価値⁶を生み出すことが求められています。こうしたことを通じ、誰もが心豊かに生き生きと活躍し続けられる^{いま}現在を創るとともに、人間ならではの感性を働かせ、先端技術を駆使しながら持続可能な未来を創ってほしいという思いを込めています。

5 「多様な人々」とは、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障害の有無、文化、生活習慣の違い等のある人々のことをいいます。

6 「新たな価値」とは、文化芸術や技術革新のようなものに限らず、地域課題や身近な生活上の課題を自分なりに解決するなど自他の人生や生活を豊かなものにしていく様々な工夫なども含まれます。

2 基本姿勢

相模原市の教育が目指す人間像の実現に向けては、これまで取り組んできた教育を大切にしながら、次の3つを基本姿勢として、次章に掲げる教育施策を展開していきます。

この教育施策全体を通じて、誰もが「ここで学んでよかった」、「ここでもっと学びたい」と思い、自分が住んでいる地域への愛着や誇りを感じるなど、相模原市が一人ひとりの心の拠り所となることを期待しています。

基本姿勢1 温かさと先進性のある教育の推進

一人ひとりの個性を認めて大切にするとともに、障害の有無や生育環境などにかかわらず誰もが十分に学ぶことができるよう、誰一人取り残さない**温かさ**のある教育と、未来社会を見据え、既成概念や前例にとらわれずに進取の精神で臨む**先進性**のある教育を推進します。

基本姿勢2 「縦の接続」と「横の連携」

幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識した「**縦の接続**」と、学校・家庭・地域住民等や行政が一丸となり教育に取り組む「**横の連携**」を軸とし、学校教育分野と生涯学習・社会教育分野に連続性を持たせた教育施策を展開します。

基本姿勢3 教育資源の効果的な活用

相模原市の教育資源である豊富な人材や豊かな自然環境を活用するとともに、本市らしい教育施策を効果的に展開するため、教育現場の実情を踏まえ、課題のあるポイントに対して重点的な取組を実施します。

第4章

施策体系

基本方針 I

生涯にわたる学びの推進

【縦の接続】



目標1 未来を切り拓く力の育成

- 施策1 キャリア教育の推進
- 施策2 学びの連続性を意識した教育活動の展開
- 施策3 学力の向上に向けた取組の推進
- 施策4 豊かな心を育む教育の推進
- 施策5 健康的な体づくりの推進

目標2 新しい時代に活躍できる力の育成

- 施策6 グローバルに活躍できる力の育成
- 施策7 情報社会で活躍できる力の育成

目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進

- 施策8 多様性の理解や人権意識の向上
- 施策9 特別支援教育の推進
- 施策10 特別支援教育の体制の充実
- 施策11 不登校やいじめなどへの対応
- 施策12 学びの機会の確保

目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

- 施策13 生涯にわたる学習機会の提供
- 施策14 学んだことを生かす機会の提供
- 施策15 学習機会に関する情報の発信

目標5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進

- 施策16 誰もが楽しむことができるスポーツ機会の充実
- 施策17 子どもたちが楽しむことができるスポーツ機会の充実

基本方針Ⅱ

オール相模原で取り組む地域教育力の向上 【横の連携】



目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進

- 施策18 地域と学校の連携・協働
- 施策19 子どもの居場所・遊び場づくり
- 施策20 青少年活動の推進

目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

- 施策21 住民主体の公民館活動の推進
- 施策22 市民主体の社会教育事業・スポーツ活動の促進
- 施策23 地域の歴史や伝統文化の継承

目標8 家庭を支える取組の推進

- 施策24 家庭教育支援の充実
- 施策25 子育て支援の推進

基本方針Ⅲ

多様な学びを支える環境の充実 【基本方針ⅠとⅡの基盤】



目標9 学校指導体制の充実

- 施策26 教員の確保
- 施策27 教員の資質・能力の育成
- 施策28 学校における働き方改革の推進

目標10 学校教育環境の充実

- 施策29 安全で快適な施設・設備の整備
- 施策30 望ましい学校規模の実現に向けた取組
- 施策31 学校給食の充実
- 施策32 ICT環境の整備

目標11 学校安全の推進

- 施策33 児童生徒の安全対策の推進

目標12 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

- 施策34 研修・支援体制の充実

目標13 生涯学習・社会教育環境の充実

- 施策35 生涯学習・社会教育施設等の整備

予測困難な時代であっても、市民一人ひとりが、夢や生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、幼児期から生涯にわたって学び、他者と高め合い、自分の可能性を広げることが重要です。

このため、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識し、子どもたちの未来を切り拓く力を育むとともに、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、子どもの権利保障をはじめ、共生社会の実現に取り組むほか、生涯学習機会の提供を進めます。

具体的には、次の目標を掲げて各施策を展開していきます。

目標1 未来を切り拓く力の育成

目標2 新しい時代に活躍できる力の育成

目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進

目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

目標5 生涯にわたり楽しむことができる
スポーツ活動の推進

目標1 未来を切り拓く力の育成

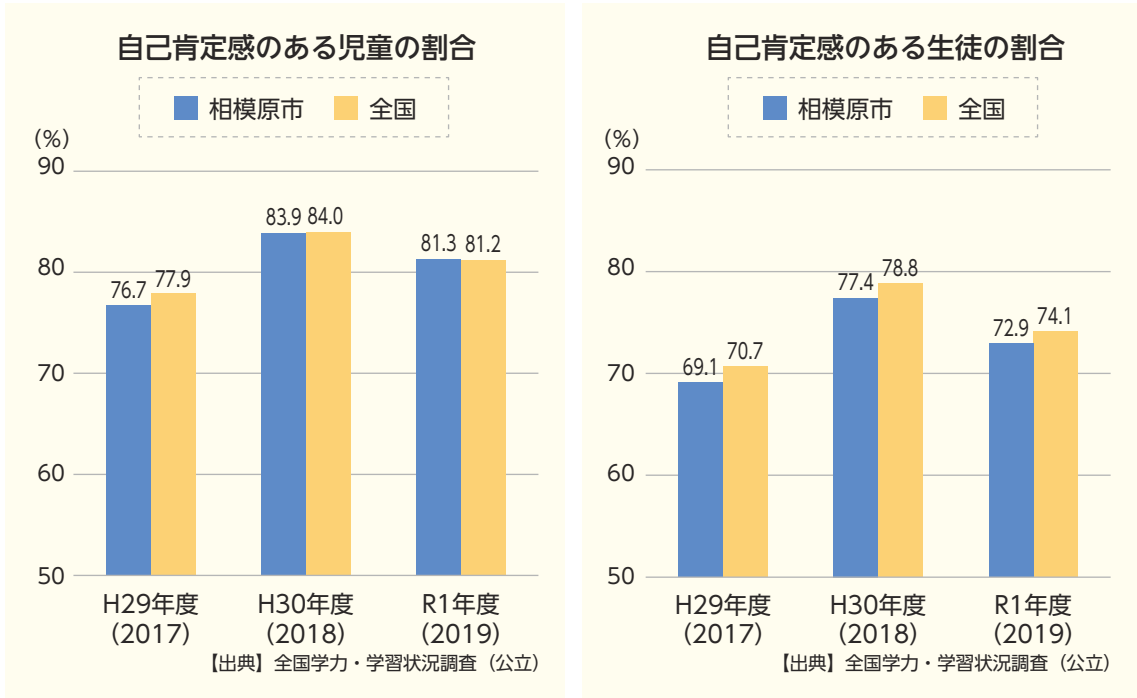
子どもたちが持続可能な未来の担い手として自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることができるよう、キャリア教育を推進し、幼児期、義務教育段階、義務教育終了後という学びの連続性を意識した教育活動を各発達段階に応じて展開します。日々の授業や学校生活の様々な場面において直面する様々な課題を解決することにより、自立に向けて必要な知識・技能を習得し、他者と協働しながら主体的に探究していく学びの充実を図ります。

現状と課題

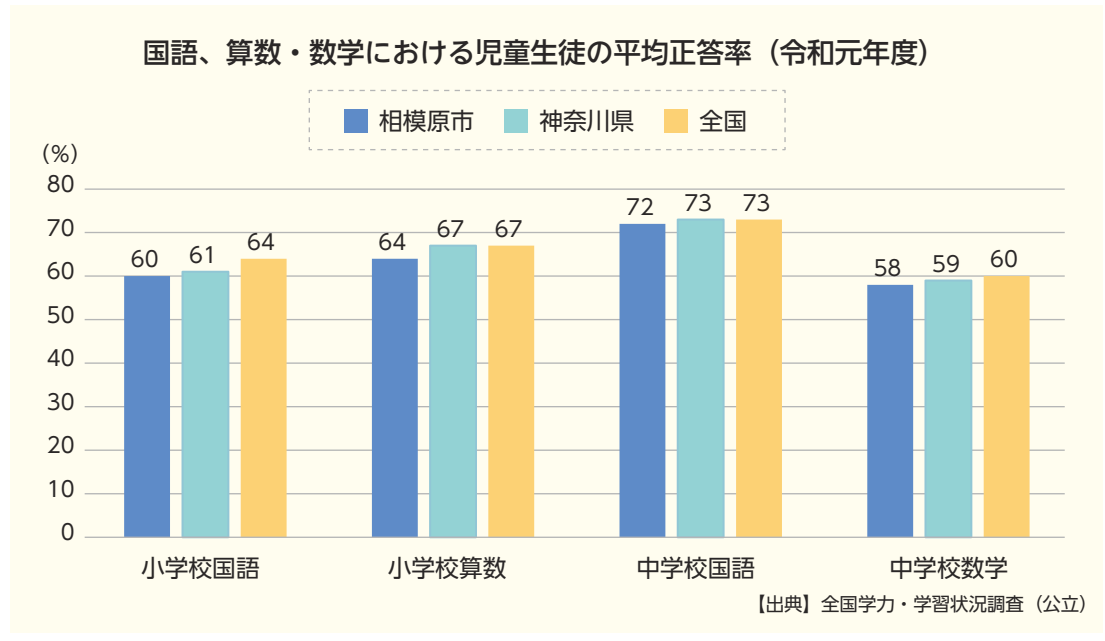
- 令和2（2020）年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においては、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理されました。
- 具体的な教育内容についても改善が図られており、理数教育、伝統や文化に関する教育、主権者教育や消費者教育などの充実のほか、学ぶことと実生活・実社会、自分の将来とのつながりを意識させ、教育活動全体を通じ、自立に向けて必要な資質・能力を育むキャリア教育の重要性が示されています。
- 学びに向かう力や、夢・目標などに挑戦しようと思う意欲の源泉には自己肯定感がありますが⁷、本市においては、自己肯定感のある児童生徒⁸の割合が全国平均をやや下回る傾向にあり、様々な教育活動を通じて自己肯定感を育むことが求められています。

7 相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果（平成30年度実施）によると、自分のことが「好きではない」「どちらかといえば好きではない」と答えた児童生徒よりも、「好き」「どちらかといえば好き」と答えた児童生徒の方が、国語や算数・数学等の教科について「よくなる」と回答しています。

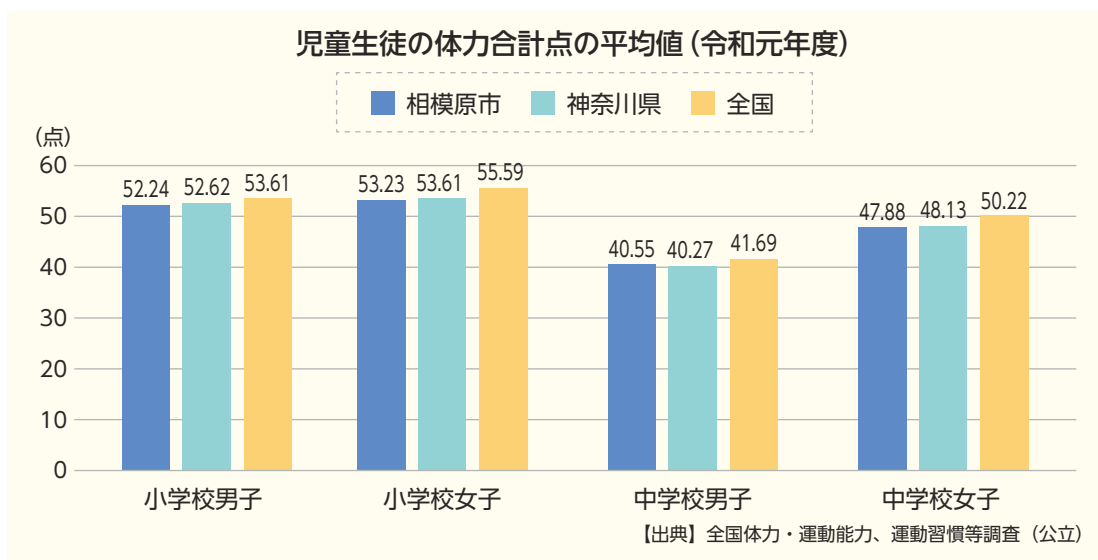
8 ここでは、「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒を「自己肯定感のある児童生徒」と表現しています。



●また、一人ひとりが生涯にわたり学びを継続していくためには基礎的・基本的な知識及び技能の習得が不可欠ですが、全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の児童生徒の国語や算数・数学の平均正答率は全国平均をやや下回る傾向にあります。



- これまで本市では、放課後補習の実施や、授業中に子どもの学びをサポートする学習支援員の導入などの取組を進めてきましたが、家庭の経済状況が学力に影響を与える⁹ことも踏まえ、子ども一人ひとりが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の人生を歩むことができるよう、義務教育における取組が一層求められています。
- 児童生徒の体力・運動能力についても、本市は全国平均をやや下回る傾向にあり、生涯にわたって運動を続ける上では、運動を一層好きになるような取組が重要となっています。



成果指標

①自分には良いところがあると思う児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 76.1% ▶ 目標値(令和9年度) 82.0%

キャリア教育の推進により、様々なことに挑戦しようと思う意欲の源泉である自己肯定感が育まれているかを測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

②将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

現状値(令和元年度) 76.7% ▶ 目標値(令和9年度) 78.7%

キャリア教育の推進により、未来への前向きな気持ちや自分らしい生き方を実現しようとする意欲が育っているかを測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

⁹日本財団が平成30年に公表した「家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析」によると、貧困を背景とする学力格差は小学校初期から存在しており、その差は小学校4年生頃に拡大しています。また、学年が上がるにつれ、貧困世帯の子どもは低学力層へと集中していく傾向にあります。

③学習調査における目標値を達成する児童の割合

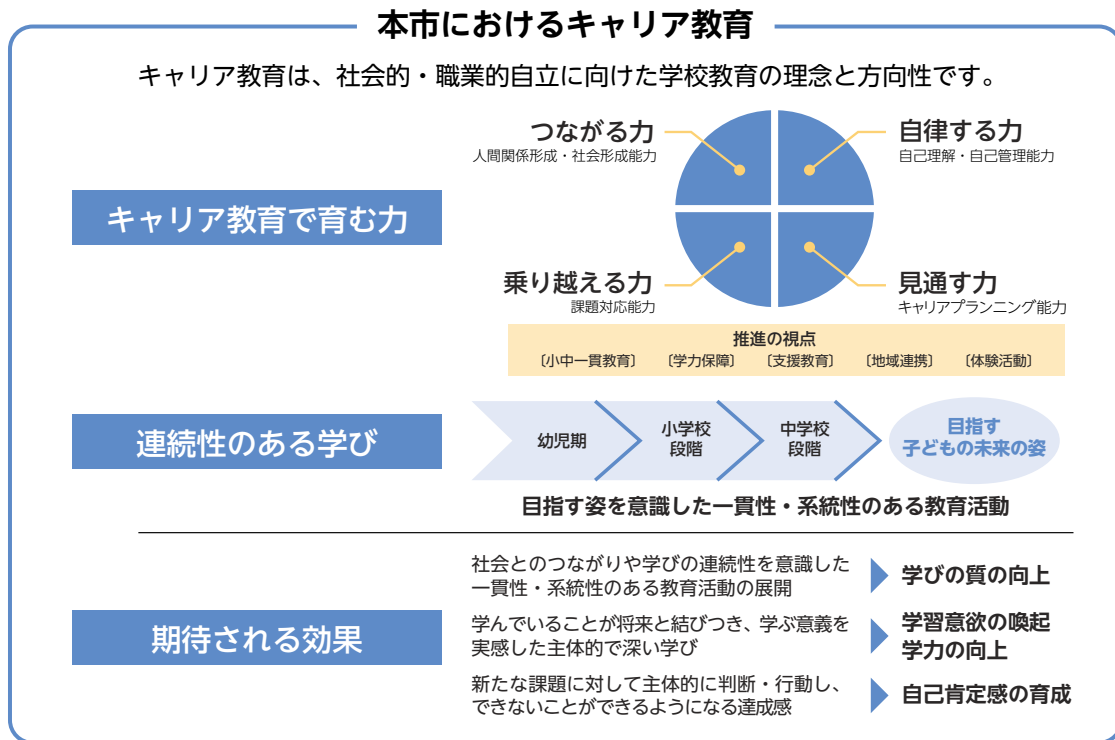
現状値（平成30年度）60.8% ▶ 目標値（令和9年度）70.0%

学力の向上に向けた取組により、児童の基礎的・基本的な知識及び技能の定着度を測る指標
〔測定方法：相模原市学習調査〕

施策

施策1 キャリア教育の推進

義務教育9年間にわたり、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育む教育活動を展開することにより、児童生徒の自己肯定感や学ぶ意欲を高め、未来を切り拓く力の育成を図ります。



〔主な取組〕

①全ての教育活動を通じたキャリア教育の推進

キャリア教育において育む力である「つながる力」、「自律する力」、「見通す力」、「乗り越える力」の育成を図るため、これらの視点で従来の教育活動を整理し、児童生徒の実態・地域の特性等に応じた教育課程を編成します。また、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、児童生徒が義務教育9年間の活動を記録し蓄積する教材（キャリア・パスポート）の活用を図ります。

②社会で活躍する人材の活用

自己の適性を知り、進路や生き方について主体的に考える機会として、小中学校において職場体験を実施するとともに、企業や団体と連携・協力して様々なジャンルで活躍する人材を活用する仕組みを検討します。

施策2 学びの連続性を意識した教育活動の展開

教員や保護者などが、幼児期、義務教育段階、義務教育修了後という子ども一人ひとりの学び・育ちのつながりをこれまで以上に意識し、各学校種が相互に連携・協力した学びの連続性がある教育活動を展開します。

〔主な取組〕

①幼・保・小連携の推進

子どもが新しい学校生活に円滑に移行していくためのスタートカリキュラムの実践や幼保小連携研修会等での円滑な情報連携と行動連携の構築により、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校における生活や学びの連続性を大切にした教育課程等の充実を図ります。

②小中一貫教育の推進

各中学校区において、小中学校が家庭・地域住民等と義務教育9年間で育てる「めざす子ども像」を共有しながら、キャリア教育で育む力を軸としたカリキュラム・マネジメントにより、義務教育9年間を見通した教育活動を展開します¹⁰。

また、中学校区の教員が一堂に会する「小中一貫の日」などを通じ、学区の特性や児童生徒の実態に応じた教育の在り方等について協議しながら、小中一貫教育やキャリア教育の推進を図ります。

あわせて、小中一貫教育の実践形態の1つである義務教育学校の設置に関する検討を行います。

10 平成30年8月に策定した「相模原市小中一貫教育基本方針」において基本的な考え方を整理しています。

施策3 学力の向上に向けた取組の推進

各種調査結果を分析・活用し、各学校の実情を踏まえた取組を推進するなど、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります。

〔主な取組〕

①各種調査結果の分析・活用

全国学力・学習状況調査や本市独自の学習調査の結果を分析し、児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援や学校での授業改善に活用します。

②各学校の実情に応じた指導形態の導入

きめ細かな指導ができる少人数学級や少人数指導、小学校においてより専門性の高い指導ができる教科担任制など様々な指導形態のうち、各学校の実情に応じた手法を導入することで、児童生徒の学力の向上を図ります。

③学力保障に向けた取組

外部人材を活用した補習、担任と連携したチームティーチングや個別指導などにより、基礎的・基本的な知識及び技能の定着や学習意欲の向上を図ります。

④規則正しい生活習慣の確立

児童生徒や保護者に対して生活出前講座等を実施し、規則正しい生活習慣の確立を図ることにより、家庭学習の定着や家庭における自己肯定感の育成に向けた取組を促進します。



〔生活習慣の改善に向けた出前講座〕

施策4 豊かな心を育む教育の推進

体験活動や文化活動を通して、児童生徒の創造性や主体性を培い、豊かな心を育む教育を推進します。

〔主な取組〕

①体験学習の推進

相模川自然の村野外体験教室（愛称：相模川ビレッジ若あゆ）・ふるさと自然体験教室（愛称：ふじの体験の森やませみ）を中心に、豊かな自然を生かした自然体験、田植え・稲刈り等の農業体験、身近な歴史や伝統文化に関わる体験学習を推進します。

②さがみ風っ子文化祭の実施

各学校における日頃の教育活動や文化活動の成果を、「さがみ風っ子文化祭」を通じて広く発表することで、児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成を図ります。

③地域文化教育の推進

児童生徒が音楽・演劇鑑賞会など優れた文化芸術に触れることができる機会や、市内で活動するプロの芸術家から専門知識や技法を学ぶ機会を設定するなど、地域文化教育を推進します。



〔若あゆ水田を活用した農業体験〕



〔地域文化教育における学校訪問授業〕



〔やませみの自然を生かした森林学習〕



〔造形「さがみ風っ子展」における屋外展示〕

施策5 健康的な体づくりの推進

成長期にある児童生徒が体を動かす楽しみや喜びを体感するとともに、心身の成長や健康の保持増進が図られるよう各種取組を推進します。

〔主な取組〕

①楽しみながら学ぶ学校体育の充実

本市が独自に作成した準教科書「さがみっ子の体育」の活用などを通じ、体力や技能の程度、性別や障害の有無などにかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できる授業づくりを行います。

②ホームタウンチーム¹¹・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実

小学校体育授業サポートやラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。

③学校における食育の推進

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、本市の地場農産物等を取り入れた学校給食を活用した指導や、児童生徒一人ひとりの健康課題に応じた個別指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校における食育を推進します。



〔楽しみながら学ぶ体育の授業〕



〔大学等と連携した運動部活動〕

11 「ホームタウンチーム」とは、市内に活動の拠点を置き、全国での活躍が期待できるスポーツチームのことであり、令和2年3月現在、本市にはノジマ相模原ライズ（アメリカンフットボール）、三菱重工相模原ダイナボアーズ（ラグビー）、SC相模原（サッカー）、ノジマステラ神奈川相模原（女子サッカー）の4チームがあります。

目標2 新しい時代に活躍できる力の育成

世界に目を向け、様々な分野で活躍できる人材を育成するため、学校において、自国や他国の歴史・文化理解を深め、互いの考えを伝え合い、理解し合える英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。また、様々な教科等においてプログラミング教育を推進し、論理的思考力や先端技術を使いこなす力などの情報活用能力¹²の育成を図ります。

現状と課題

- 令和2（2020）年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においては、外国語教育やプログラミング教育などを充実することが示されており、今後の未来社会を見据えた教育が重要となっています。
- 外国語教育について、本市では小学校学習指導要領の全面実施に先駆け、外国人英語指導助手（ALT: Assistant Language Teacher）を増員するとともに、専門的知見から教員に助言を行う英語教育アドバイザーを配置してきましたが、今後、子どもたちがグローバル社会でも活躍できるよう、他国の人と互いの考えを伝え合う英語によるコミュニケーション能力などの育成が一層求められています。
- プログラミング教育についても、本市では全国に先駆け、小学校第4～6学年において授業を実施するとともに、民間企業との連携にも取り組んできましたが、超スマート社会を見据えた中で、言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力とされている情報活用能力の育成が一層求められています。

12「情報活用能力」とは、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力（ICT活用スキル）であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものとされています。

成果指標

①身近な話題について、英語を使って自分の気持ちや考えを簡単な語句や文で伝え合うことができると思う児童生徒の割合

現状値（令和元年度）66.4% ▶ 目標値（令和9年度）76.3%

英語教育の実践により、児童生徒の英語によるコミュニケーションを図ろうとする意欲を測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

② CEFR¹³A1 レベル（実用英語技能検定3級程度）以上の英語力を有する生徒の割合

現状値（平成30年度）36.4% ▶ 目標値（令和9年度）56.3%

英語教育により、生徒の英語力（「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能）が一定程度に達しているかを測る指標
〔測定方法：英語教育実施状況調査（文部科学省）〕

③課題を解決するために、順序立てて考えたり、うまくいかなかったときに、やり直したりすることができると思う児童生徒の割合

現状値（令和元年度）70.4% ▶ 目標値（令和9年度）78.7%

プログラミング教育やICTの活用により、児童生徒の情報活用能力の育成が図られているかを測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

¹³ CEFR（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠））は、カリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集や外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供する国際的な基準として開発されたものです。

施 策

施策 6 グローバルに活躍できる力の育成

英語教育を通して、言語・文化や価値の多様性を受け止め、英語を用いてコミュニケーションを行うことができる児童生徒の育成を図ります。

〔主な取組〕

①外国人英語指導助手（ALT）の活用

ALT と英語で会話するパフォーマンステストの実施など、外国人と実際のコミュニケーションを図る機会を充実し、英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

②小学校第 1 学年からの英語教育の充実

ALT や専科教員等の活用、授業時数の増加等により、小学校第 1 学年から英語に触れる機会を充実します。

③小学校における英語専科教員の配置

小学校における外国語の教科化に伴い、より質の高い英語教育を行うため、一定の英語力を有する専科教員の配置を検討します。

④国際理解教育の推進

各教科における学習や外国人との交流等を通じて、自国の伝統・文化を理解するとともに、異なる言語・文化や価値の多様性を受け止めることができる児童生徒の育成を図ります。



〔ALT を活用した英語の授業〕

施策7 情報社会で活躍できる力の育成

プログラミング教育を通して、情報社会で活躍するために必要な論理的思考力などの情報活用能力の育成を図ります。

〔主な取組〕

①プログラミング的思考¹⁴の育成

本市が独自に作成したモデルカリキュラムによりプログラミング教育を推進し、プログラミング的思考等の育成を図ります。

②情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成

情報セキュリティ・モラルハンドブックを活用することで、情報機器の悪用が個人や社会に多大な経済的・精神的損害を与えることを理解して誠実な情報活用を行うなど、新たな情報倫理上の課題に対応できる資質・能力の育成を図ります。

③ICT活用スキルの育成

各教科等の授業において、児童生徒が計画的にICTを活用することで、今後の社会で求められるICT活用スキルの育成を図ります。



〔試行錯誤を繰り返して学ぶプログラミング教育の授業〕

14 「プログラミング的思考」とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことをいいます。

目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進

共生社会の実現に向けて、多様性や人権、命を尊重する子どもたちの心を育成するとともに、障害、母語が外国語のほか、生まれ育った環境などにより様々な困難を抱える子どもたちや、不登校・いじめの状態にあるなど悩みを抱える子どもたちを温かく支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育¹⁵などの取組を推進します。



現状と課題

(1) 人権教育の推進

- 人権教育の実施は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）において地方公共団体の責務とされていますが、相模原市人権施策推進指針（平成31年1月改定）においても学校教育で取り組むことを明示しています。
- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」や「人権尊重の理念を単に理解するにとどまることなく、それが態度や行動に現れるようになること」を目標とする人権教育においては、教員の人権意識が児童生徒の意識に大きく影響を及ぼす隠れたカリキュラム¹⁶が重視されます。

15 「支援教育」とは、障害の有無や国籍などにかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う教育の考え方のことをいいます。なお、「特別支援教育」は、特に障害のある児童生徒を対象とした教育のことをいいます。

16 「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図するしないにかかわらず、学校生活を営む中で児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄を指すものです。学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方や雰囲気といったものになります。

- 教員が、多様な性、外国とのつながり、障害等、児童生徒の置かれた様々な状況や特性を理解し、人権意識を向上させ、児童生徒が安心して学校生活を送れるように支援していくことが大切です。

(2) 特別支援教育の推進

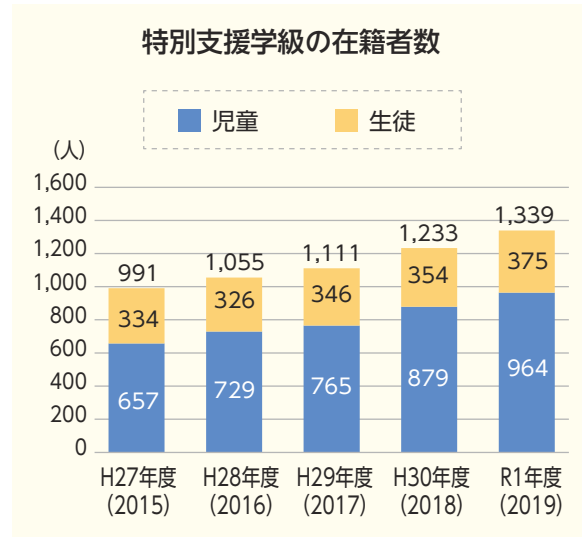
- 本市における児童生徒数は減少傾向にある一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあります。

- こうした中においては、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のために特別支援教育を着実に進めていく必要が

あります¹⁷。平成28(2016)年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)も施行されており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が一層求められています。

- 特に通常の学級においては、発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%程度在籍しているとも言われており¹⁸、どのような児童生徒にとってもわかりやすく見通しをもって学ぶことができるような授業の実施や、通級指導教室¹⁹の充実が求められています。

- 特別支援学級においては、一人ひとりの障害の特性や状態に応じた指導が重要であり、必要な体制の構築が求められています。また、本市には県立の特別支援学校がありますが、在籍するのは相模原市の子どもたちであり、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるよう、交流及び共同学習の推進が求められています。



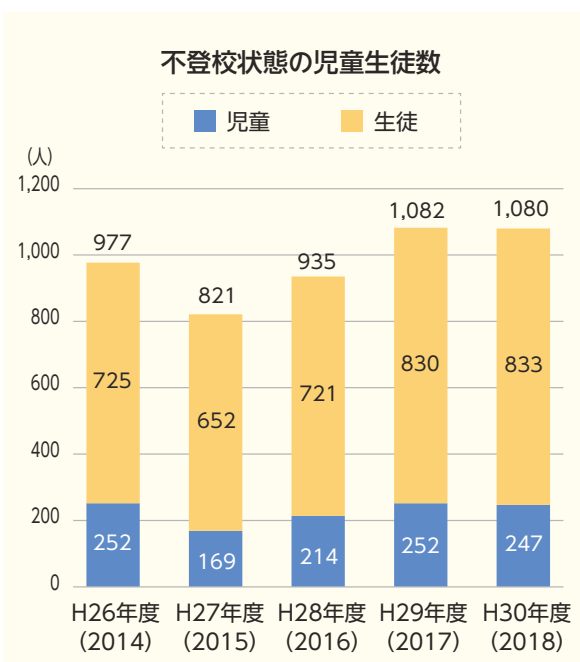
17 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日)

18 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成24年12月5日)

19 「通級指導教室」とは、授業の多くを在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で児童生徒の障害の状態に応じた特別な指導を実施する場のことをいいます。

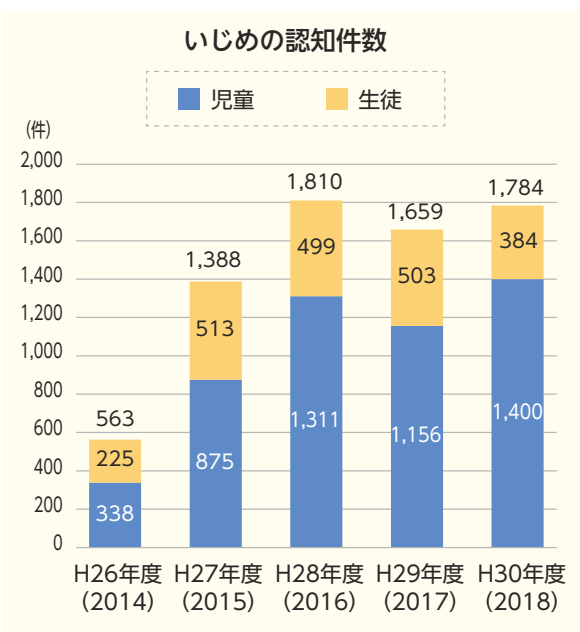
(3) 不登校対策の推進

- 本市において不登校状態にある児童生徒数は、近年増加傾向にあります。不登校となる要因は様々ですが、中学校に進学すると不登校者数が急増することが確認されています。
- こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年度には不登校対策プロジェクト会議を設置し、現状分析を行い、効果的な対策について検討を行ったところであり、児童生徒が不登校にならないよう日々の教育活動を充実するとともに、不登校児童生徒については再登校を絶対とせず、一人ひとりの状況に応じた支援を充実することが必要となっています。



(4) いじめ防止対策の推進

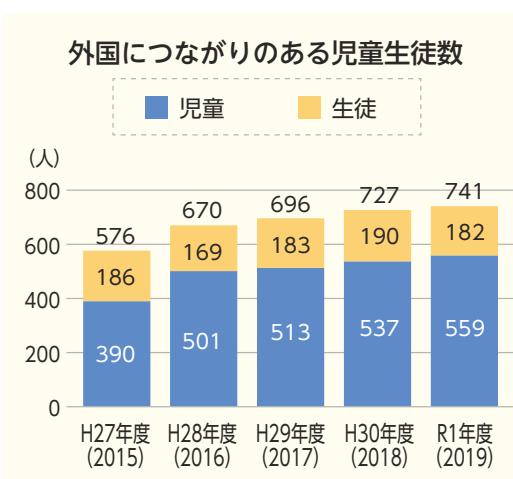
- 本市におけるいじめの認知件数は、平成26年度以降増加傾向となっており、どのようなことも見逃さず、迅速に対応する体制の構築を進めてきました。
- 特に本市では、平成25(2013)年に市立小中学校PTA連絡協議会との共催で「いじめ根絶市民集会」を開催するとともに、翌年には相模原市いじめの防止等に関する条例(平成26年相模原市条例第2号)を施行しており、学校・家庭・地域住民等・行政が一丸となっていじめ防止対策に取り組んできました。



- いじめの未然防止等のためには、日頃から児童生徒がお互いを思いやり、認め合うことができる集団づくりが不可欠です。児童生徒が主体となった取組を基盤として、いじめの未然防止等に取り組むことが今後一層求められています。

(5) 日本語教育の推進

- 本市における外国につながる児童生徒²⁰の数が増加傾向にある中、外国人労働者の受入れの拡大のため、平成30(2018)年に入出国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)が改正され、全国的にも更なる増加が予想されています。
- 令和元(2019)年には、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)が施行されており、日本語教育の充実が一層求められています。



(6) 子どもの貧困対策の推進

- 平成27(2015)年度時点では、7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われており²¹、全国的な課題となっています。
- 本市においても、子どもの未来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、教育、福祉、子育てなど様々な分野が連携して取組を進めているところですが、特に教育分野においては、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育を受ける機会の均等を図ることが求められています。

(7) 教育を受ける機会の保障

- 平成29(2017)年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)を踏まえ、夜間中学を設置することが求められています。
- 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、外国籍の人等の教育を受ける機会を保障することは重要であり、本市においても夜間中学の設置について検討することが必要となっています。

²⁰「外国につながる児童生徒」とは、外国籍だけでなく、日本国籍であっても日本語以外を母語とするほか、日本語以外を母語とする保護者を持つなど、多様な文化的背景がある児童生徒を含みます。

²¹厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

成果指標

①人の得意なことや苦手なことを、その人らしさとして認めることができると思う児童生徒の割合

現状値（令和元年度）88.4% ▶ 目標値（令和9年度）90.4%

多様性の理解や人権意識向上に向けた取組、一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組により、多様性や人権、命を尊重する子どもたちの心の育成が図られているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

②困ったことや悩みを相談できる人がいると思う児童生徒の割合

現状値（令和元年度）84.0% ▶ 目標値（令和9年度）90.0%

不登校やいじめなどへの対応により、子どもたちが困ったことや悩みを周囲に相談できると感じているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

施策

施策8 多様性の理解や人権意識の向上

共生社会の実現に向け、人権尊重の視点に立った学校づくりを進めるとともに、児童生徒が多様性を正しく理解し、人権意識が向上するよう取組を推進します。

〔主な取組〕

①人権教育の推進

人権教育資料集の改訂や活用などにより、多様な性、国籍や文化の違い、様々な障害など今日的な人権課題に対する教員の理解を深め、児童生徒が共に認め合い、安心して学校生活を送ることができる学校づくりを進めるとともに、児童生徒の人権意識の向上を図ります。

②障害等に関する理解促進

障害者週間のつどいや発達障害啓発講演会等の各種イベント、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒、あるいは地域に住む障害のある人が学校教育の一環として活動を共にする交流及び共同学習などにより、障害等に関する理解促進を図ります。

施策9 特別支援教育の推進

教育的支援が必要な児童生徒に対する個別の支援など、児童生徒の職業的・社会的自立を見据えた教育を実施するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で可能な限り共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。

〔主な取組〕

①通常の学級における支援

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒に対し、教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、次のような取組を推進します。

- ◆ユニバーサルデザインの視点に基づいた学級づくりや授業づくり
- ◆「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」の改訂や活用
- ◆専門的見地から学校に助言する支援教育指導員による巡回相談

②通級指導教室における支援

通級指導教室において、言語面や情緒面等に関して一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、その教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、次のような取組を推進します。

- ◆文部科学省が作成する「通級による指導のガイド（仮）」の活用
- ◆児童生徒が在籍する通常の学級との連携
- ◆通級指導教室設置校間の連絡会の開催

③特別支援学級における支援

少人数の集団の中で学習する特別支援学級において、新たに作成する特別支援学級ガイドブックの活用により教員の理解や指導力を高め、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

④県立特別支援学校との連携

県立特別支援学校と、次のような連携を推進します。

- ◆県立特別支援学校に所属する地域支援担当者による学校巡回相談
- ◆障害のある児童生徒の状況把握や情報交換など就学先決定に向けた連携
- ◆各種研修における連携

⑤交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒にとっても、障害のない児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる交流及び共同学習について、次のような取組を推進します。

- ◆県立特別支援学校と市立小中学校の学校間交流や居住地校交流
- ◆校内における通常の学級と特別支援学級の交流
- ◆障害者スポーツの体験学習

⑥将来の自立を見据えた特別支援教育の推進

学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立を図る上で必要な知識・技能を習得するため、次のような取組を推進します。

- ◆各教科等において育まれる資質・能力を支える自立活動の充実
- ◆児童生徒一人ひとりに応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用
- ◆放課後等デイサービス事業所等との連携

施策10 特別支援教育の体制の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する体制づくりを行い、支援を必要とする児童生徒の学びの場を確保します。

〔主な取組〕

①人的支援の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する校内支援体制を充実するため、次のような人的支援の充実を図ります。

- ◆非常勤介助員、支援教育支援員、支援教育指導員等の配置
- ◆学校主体の機能的な校内支援体制の構築に向けたコンサルテーションの実施

②学びの場の整備

多様な学びの場の整備に向け、次のような取組を推進します。

- ◆ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境等の基礎的環境整備や、合理的配慮の提供等による通常の学級の体制整備
- ◆通級指導教室の増設や担当者の巡回指導等による通級指導教室の体制整備
- ◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供等による特別支援学級の体制整備
- ◆望ましい校内支援体制の構築に向けた研究の推進

③切れ目ない支援の推進

卒業後までを見据えながら、就学前から義務教育までの各ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築に向け、次のような取組を推進します。

- ◆就学相談の実施
- ◆本人の特性や必要な支援等を記録した「生活支援プラン Map（まっぷ）」のつなぐページの活用

④関係機関との連携による支援体制の充実

関係機関との連携を図り、横断的な支援体制を構築するため、次のような取組を充実します。

- ◆関係機関相互の連携強化を協議する支援教育ネットワーク協議会の開催
- ◆家庭と教育と福祉の一層の連携に向けた取組の推進
- ◆支援教育の総括機関に関する検討

⑤医療的ケア児²²に対する支援の充実

医療的ケア児が安全に学校生活を送れるよう支援するため、次のような取組を充実します。

- ◆学校看護師の配置等
- ◆就学相談における情報共有
- ◆医療的ケア児への対応や理解を深める取組の実施

⑥学校サポーター制度の導入

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒を支援する仕組みとして、子どもの発達について学んだ人を活用する学校サポーター制度を導入します。



22 「医療的ケア児」とは、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒のことをいいます。

施策11 不登校やいじめなどへの対応

不登校やいじめなどの課題に対応するため、現状を的確に分析した上で効果的な施策について関係機関の協力を得ながら横断的に検討するとともに、児童生徒や保護者の悩みを受け止め、適切かつ迅速に学校や関係機関と連携して状況を把握し、児童支援専任教諭などを活用して不登校やいじめなどの未然防止、早期対応に向けた取組の充実を図ります。

〔主な取組〕

①不登校・いじめの未然防止に向けた取組

早期支援シートを活用した各学校における状況把握や、発達障害等のある児童生徒を支援する学校サポーターの活用等により、不登校の未然防止を図ります。また、いじめ防止フォーラムの開催や、いじめ防止啓発リーフレットの配布などの啓発活動等により、児童生徒や家庭・地域住民等の意識を醸成し、いじめの未然防止を図ります。

②教育相談体制の充実

青少年教育カウンセラーの学校への複数配置など効果的な活用方法や、スクールソーシャルワーカーの学校配置や常勤化について検討を進め、更なる相談体制の充実を図ります。

③社会とつながる機会の提供

子どもが不登校や登校しぶりの状態にある保護者と一緒に子どもへの関わり方などを考える機会や、登校・集団生活を苦手とする児童生徒の集団への適応力を育むふれあい体験活動など、児童生徒が社会とつながるための機会を提供します。

④多様な学びの場の整備・充実

不登校児童生徒に対し学校復帰や社会的自立支援に向けた指導・援助を行う相談指導教室のほか、教室への入室に不安を抱える児童生徒が校内の別室で教員の指導を受けながら勉強することができる空間など、多様な学びの場を整備・充実するとともに、こうした多様な学びの場につながるよう訪問型による相談・支援の充実を図ります。

⑤関係機関と連携した児童生徒への重層的な支援の促進

学校と福祉・医療・地域などの関係者が連携し、地域における子どもの居場所やフリースクールなどの社会的資源に関する情報の共有などを通じて、児童生徒を社会全体で支えるための重層的な支援を促進します。



【いじめ防止の啓発活動】



【校内における教室以外の学習スペース】

施策 12 学びの機会の確保

学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由や不登校、生育環境など様々な事情により学びの継続に困難を抱えている人に対し、学びの継続が可能となるよう、教育機会の確保に向けた各種取組を推進します。

【主な取組】

① 学びの場へつなぐ連携・支援

スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉等の関係機関との連携や情報共有を図りながら、様々な事情により学びの継続に困難を抱えている人を学びの場へつなぐ支援を行います。

② 学びの継続に向けた経済的支援

学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒に対して返還不要の奨学金を給付するほか、国公立の小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品・通学用品費等の費用の一部を給付します。

③ ひとり親家庭等への学習支援

ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣・学習習慣の定着、苦手科目の克服や受験対策を目的に家庭教師を派遣する訪問型の学習支援を実施します。

④ 夜間中学の設置に向けた検討

不登校などの理由で学校を形式卒業した人、戦後の混乱期で義務教育を修了できなかった人や母国で義務教育を修了していない外国籍の人などの学びの機会を確保するため、夜間中学の設置を検討します。

⑤ 外国につながる児童生徒への支援

必要な日本語の習得や学校生活への適応、進路・進学先に応じた指導のため、学校への日本語指導講師の配置や拠点校方式等による支援を通じ、柔軟な日本語指導を行います。

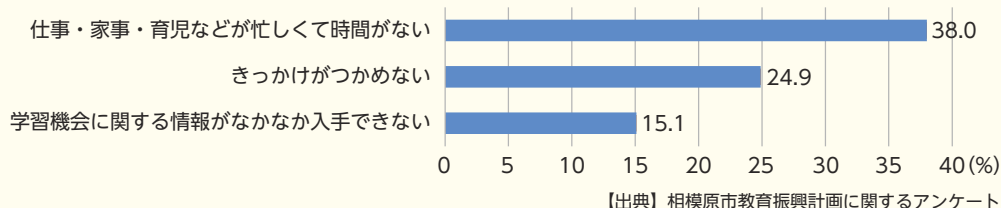
目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

誰もが豊かな人生を送ることができるよう、学び始めるきっかけづくりを進めるとともに、仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことを生かすことができる学習機会を提供します。また、一人ひとりの可能性を広げるため、生涯にわたって必要な知識や時代の変化に柔軟に対応できるスキルを身に付けることができるよう、多様で質の高い学習機会を提供します。

現状と課題

- 豊かな人生を送る上で生涯にわたる学びは重要であり、本市においては、公民館、図書館、博物館や文化財関連施設を中心に生涯学習の機会を提供してきました。一方で、生涯学習をしていない人は約4割いるという調査結果²³もあり、学び始めるきっかけづくりを進めていく必要があります。

生涯学習を行っていない理由（上位3位）



- また、同調査結果において、今後、生涯学習をしたいと思う場所や形態として、「公民館や体育施設などの公的機関における講座や教室」を挙げる人が約4割、「図書館、博物館、美術館」を挙げる人が約3割いることから、各施設の特徴を生かしつつ、障害のある人²⁴、外国人、若者から高齢者まで、多様な利用者のニーズに応じた学習機会の提供が求められています。
- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要ですが、SNSなどの情報通信技術の普及等が生活を豊かにしている一方で、子どもの読書環境に影響を与えている可能性があることを踏まえ、発達段階に応じた読書習慣を身に付けることが必要となっています。

²³ 相模原市教育振興計画に関するアンケートにおいて、直近1年間を対象として調査しました。

²⁴ 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―（報告）」（平成31年3月）においても、共生社会の実現を目指す上で障害のある人の生涯学習の推進が重要とされています。

成果指標

①学習機会があると思う市民の割合

現状値（令和元年度）55.8% ▶ 目標値（令和9年度）60.0%

各施設における学習機会の提供や学習機会に関する情報の発信により、市民が学習機会を得ることができているかを測る指標
〔測定方法：市民アンケート〕

②学習成果を生かしている市民の割合

現状値（令和元年度）59.9% ▶ 目標値（令和9年度）65.0%

多様な学習機会の提供や学んだことを生かす機会の提供により、市民が学習成果を生かすことができているかを測る指標
〔測定方法：市民アンケート〕

③生涯学習・社会教育施設等の利用に関する成果指標

学習機会の提供や学習機会に関する情報の発信により、各施設において市民の学習活動がどの程度行われているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

成果指標	現状値	目標値
公民館の延べ利用団体数	114,221 団体 (平成 30 年度)	▶ 116,800 団体 (令和 9 年度)
公民館において活動発表などを行ったサークル等の数	2,005 団体等 (平成 30 年度)	▶ 2,050 団体等 (令和 9 年度)
市民大学の受講者数	1,035 人 (平成 30 年度)	▶ 1,400 人 (令和 9 年度)
図書館の新規利用登録者数	15,839 人 (平成 30 年度)	▶ 16,200 人 (令和 9 年度)
博物館の1日当たりの入館者数	449 人 (平成 30 年度)	▶ 457 人 (令和 9 年度)
文化財関連施設（古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館）の1日当たりの入園・入館者数	176 人 (平成 29 年度 ²⁵)	▶ 180 人 (令和 9 年度)

²⁵ 古民家園にある「旧青柳寺庫裡」の茅葺屋根の葺き替えを平成 30 年度に行ったことに伴い、入園エリアを一部制限したため、平成 29 年度の入園・入館者数を現状値としています。

施策

施策13 生涯にわたる学習機会の提供

楽しみながら学ぶ機会を提供することにより、若者や子育て世代から高齢者まで多様な世代が集い、学び始めるきっかけづくりを進めます。また、時代の変化に柔軟に対応できるよう、大学や研究機関等とも連携しながら、知識・スキルの習得に資する多様で質の高い学習機会を提供します。

〔主な取組〕

①公民館・生涯学習センターにおける学習機会の提供

趣味・教養や文化芸術、生活課題等に関する講座・教室等を実施するとともに、生涯学習に関する相談への対応やサークル活動の支援を行うほか、地域団体・サークルの活動拠点として、施設・設備を提供します。さらに、生涯学習センターが大学や研究機関等と連携して企画・運営する市民大学等において、時代の変化を捉えた専門的な講座を実施します。

②図書館における学習機会の提供

多様な学びに対応できるよう蔵書を充実するとともに、レファレンスサービス²⁶など市民の課題解決を支援する取組を推進するほか、子どもが本にふれあう機会の提供や読書の楽しさを伝える取組など、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。さらに、市立図書館の中央図書館機能確立し、専門的な資料・人材等の充実を図るとともに、社会の変化や市民ニーズに的確に対応した図書館サービスを企画・推進します。

③博物館における学習機会の提供

市の歴史や文化・自然に関する展示、講座・講演会等のほか、公民館や学校、博物館関連施設との連携による事業を実施します。また、JAXA（宇宙航空研究開発機構）との連携を強化し、プラネタリウムなどの特色を生かした宇宙教育の普及を推進します。

④文化財関連施設における学習機会の提供

古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館等において、文化財を活用した講座・教室等を実施します。

26 「レファレンスサービス」とは、利用者の相談に応じ、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービスのことをいいます。

⑤ 共生社会の実現に向けた学習機会の提供

公民館・生涯学習センターにおいて、人権感覚の育成や障害等への理解促進のため、講座・講演会等を実施します。また、障害のある人の学習機会を提供するとともに、図書館・博物館・文化財関連施設において、障害のある人、外国人など多様な利用者の学びに対するきめ細かな支援を行います。



〔市民大学〕



〔図書館の企画コーナー〕



〔博物館の企画展ポスター〕

施策14 学んだことを生かす機会の提供

学んだ成果を発表、展示、共有する場づくりや、市民の知識や技能を生かした提案型の事業の実施などを通じて、誰もが学んだことを生かして活躍できる機会を提供します。

〔主な取組〕

①学んだ成果を発表、展示、共有する場づくりの推進

日頃のサークル活動・地域活動を通じて学んだ成果を発表、展示、共有する場として、公民館において公民館まつり・文化祭等を実施します。

②自主企画提案事業の推進

市民が培った知識・技能や活動成果等を地域に還元する仕組みとして、公民館において市民の自主企画提案事業を奨励・実施します。

施策15 学習機会に関する情報の発信

ホームページやSNS、広報紙など様々なツールを活用し、学習機会に関する情報を収集・発信します。また、市民が必要とする情報の効果的な提供方法について研究します。

〔主な取組〕

①生涯学習の機会に関する情報の収集・発信

公民館、図書館、博物館などそれぞれの施設において、ホームページやSNS、広報紙など様々なツールを活用し、学習機会に関する情報を収集・発信するとともに、市民が必要とする情報の効果的な提供方法について研究します。

②社会人の学びの機会に関する情報の収集・発信

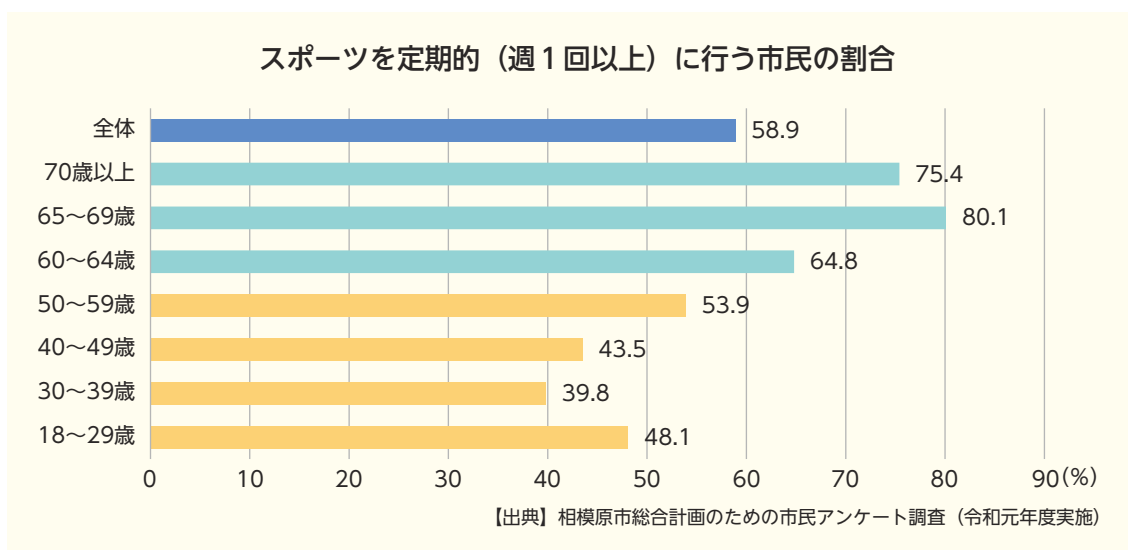
社会人向けの教育プログラムの開設状況や支援制度、資格等に関する情報を収集・発信します。

目標 5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進

誰もがライフステージや多様なニーズに応じて身近にスポーツ²⁷を楽しむことができるよう、機会の充実を図るとともに、体力づくりから競技力の向上まで、市民のスポーツ活動を支援します。

現状と課題

- スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされています。
- スポーツを定期的に行う市民の割合は、全体として増加傾向にあるものの、20～50 代の働き盛りや子育て世代の実施率が比較的低い状況であり、気軽にスポーツを始めるきっかけづくりが求められています。



- さらに、スポーツに親しみ、運動習慣の定着を図るためには、子どもの頃から運動が好きになるような取組が重要です。
- また、共生社会の実現に向け、障害のある人のスポーツ機会を充実するとともに、障害者スポーツに対する理解の促進を図ることが求められています。

²⁷「スポーツ」とは、陸上競技、球技、武道などの競技性の高いスポーツだけでなく、体を使った遊び、学校における体育活動、体操やダンスなどの身体活動、ウォーキングなどの軽い運動、ハイキング、サイクリング、キャンプ活動などの野外活動、楽しみながら体を動かすレクリエーション活動、健康づくりや介護予防のための身体活動なども含むものとします。

成果指標

①スポーツを定期的（週1回以上）に行う市民の割合

現状値（令和元年度）58.9% ▶ 目標値（令和9年度）65.0%

スポーツを始めるきっかけやライフステージに応じてスポーツを行う機会の提供などの取組により、市民の運動習慣の定着が図られているかを測る指標
〔測定方法：市民アンケート〕

②スポーツをすることが好きな児童生徒の割合

現状値（令和元年度）81.0% ▶ 目標値（令和9年度）89.6%

子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる多様な機会の提供などの取組により、スポーツをすることが好きな児童生徒が増えているかを測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

施策

施策16 誰もが楽しむことができるスポーツ機会の充実

市民がスポーツを始めるきっかけや気軽にスポーツを楽しめる機会の充実を図るとともに、競技力の向上や全国・国際大会への出場を支援します。また、スポーツに関するボランティアに従事する機会や、トップレベルのスポーツに触れる機会の充実など、誰もが様々な形でスポーツに関わることができる環境づくりを推進します。

〔主な取組〕

①市民参加型のスポーツイベント・大会やスポーツ教室の開催

スポーツフェスティバルや市民選手権大会などのイベント・大会、多様なスポーツ教室を開催することにより、市民がスポーツを始めるきっかけづくりや競技力の向上、練習等の成果を試す機会の充実を図ります。

②体力・健康づくりや介護予防につながるスポーツ活動の推進

市民の主体的な健康づくり活動の普及・支援や各種イベント、教室の開催など、高齢者や働き盛り・子育て世代の体力づくりや健康増進、介護予防に関わる取組を実施します。

③障害者スポーツの機会の充実

障害者スポーツの講座や大会を開催することにより、障害のある人がスポーツをする機会の充実を図ります。また、障害者スポーツの体験会の開催などにより、障害者スポーツに対する理解の促進を図るとともに、障害のある人と障害のない人が共にスポーツを楽しむことができる機会づくりを検討します。

④既存施設のスポーツへの活用の推進

公民館や学校体育施設などの身近な公共施設や、企業等が保有する民間スポーツ施設の活用、近隣市町村との広域的な連携による公共スポーツ施設の相互利用を推進することで、自宅や職場などの近くでも気軽にスポーツができる場を提供します。

⑤競技力向上のための支援

全国・国際大会出場者への奨励金の交付や市スポーツ協会など技術・競技力の強化に取り組むスポーツ団体の事業への助成など、市民の競技力向上のための支援を行います。

⑥スポーツボランティアへの支援

ボランティアの受入体制の充実や参加機会に関する情報提供など、スポーツボランティアへの支援を行います。

⑦集客性・話題性のあるスポーツイベント・大会の開催

相模原クロスカントリー大会を開催するとともに、全国・国際大会の開催を支援・誘致することにより、市民がトップレベルのスポーツに触れる機会の充実を図ります。

⑧ホームタウンチームとの連携・支援

ホームタウンチームとの連携を強化するとともに、PR活動や施設の優先利用などホームタウンチームを支援することにより、市民との交流機会やスポーツの観戦機会の充実を図ります。



〔相模原クロスカントリー大会〕



〔スポーツフェスティバル〕

施策17 子どもたちが楽しむことができるスポーツ機会の充実

学校体育のほか、子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる多様な機会を提供することにより、自主的な実践や運動習慣の定着を促進するなど、スポーツに親しむ意欲を喚起するとともに、スポーツを通じた豊かな人間性の育成や体力・運動能力の向上を図ります。

〔主な取組〕

①子どもがスポーツを体験する機会の充実

子どもを対象としたスポーツ教室や親子参加型のスポーツ教室、イベントを開催します。

②地域のスポーツ団体等と連携したスポーツ体験活動の実施

スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ²⁸、ホームタウンチーム等と連携し、放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動を実施します。

③ホームタウンチーム・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実【再掲】

小学校体育授業サポートやラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。



〔車いすバスケットボールの体験授業〕

28 「総合型地域スポーツクラブ」とは、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのことをいいます。

基本方針Ⅱ オール相模原で取り組む地域教育力の向上

地域コミュニティの希薄化や、核家族化など家庭環境が変化する中で、地域の多様な主体が学びを通じた人づくりや地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

特に、主体的に行動できる子どもを育むためには、大人が子どもの個性や可能性に気付き、認め、子どもに寄り添いながら歩むとともに、前向きな姿勢を見せることが大切です。

このため、学校・家庭・地域住民等²⁹・行政が目標や課題を共有しながら、それぞれが力を合わせ、オール相模原で地域教育力の向上を目指します。

具体的には、次の目標を掲げて各施策を展開していきます。

目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進

目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

目標8 家庭を支える取組の推進

²⁹「地域住民等」とは、地域の住民や団体（社会教育団体、青少年団体、文化・スポーツ団体等）、企業、NPO等のことをいいます。

目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進

未来を担う子どもたちの育成を図るため、子どもたちや学校の抱える課題の解決に向け、子どもに関わる活動の担い手を育成するとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりなど、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を進めます。

現状と課題

- 令和2（2020）年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有して連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが基本的な考えとされました。
- 平成29（2017）年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、原則学校ごとに「学校運営協議会」を設置することが努力義務となりました。本市においても、地域とともにある学校づくりを目指し、モデル校を各区に1校ずつ設置しています。
- 同年には社会教育法（昭和24年法律第207号）も改正され、地域住民等と学校が協働して行う「地域学校協働活動」や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。
- 今後、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となり、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりや、活動に関心のある人³⁰の参画を促す取組が求められています。
- また、学校以外でも、子どもが自由に遊べ、安心して過ごすことができるよう、子どもの居場所や遊び場づくりを進めることが必要となっています。

30 相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果によると、地域と学校の連携・協働に関わるボランティア活動などには現在参加していないが、これから参加してみたいと意欲を示す市民が約3割いました。

成果指標

①地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合

現状値（令和元年度）55.9% ▶ 目標値（令和9年度）60.0%

地域と学校の連携・協働の推進や子どもの居場所・遊び場づくりなどにより、地域全体で子どもたちの成長を支える取組が進められているかを測る指標
〔測定方法：市民アンケート〕

②公民館等が主催・共催する事業により「子どもの居場所」を開設した日数

現状値（平成30年度）1,516日 ▶ 目標値（令和9年度）2,500日

公民館などの社会教育施設における子ども食堂や無料学習支援、学習室開放などの取組により、子どもたちの健全な育ちのために大切な「子どもの居場所」づくりが進んでいるかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

施策

施策18 地域と学校の連携・協働

地域住民等と学校が目標を共有し、パートナーとして連携・協働しながら社会全体で子どもたちを育むための仕組みづくりを進めます。また、子どもたちや学校の抱える課題の解決に向け、地域団体・ボランティアの活動支援や子どもに関わる活動の担い手の育成を通じて、子どもたちや学校を支える活動の促進を図ります。

〔主な取組〕

①学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向け、これまでの地域住民等による学校への支援を連携・協働へと発展させて、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪として一体的に推進されるよう、地域住民等と学校の相互理解の促進や具体的な体制整備に向けた取組を進めます。

②子どもたちや学校を支える地域団体・ボランティアの活動支援

学校支援ボランティアや子ども安全見守り活動団体など、子どもたちや学校を支える地域団体・ボランティアの活動を支援します。また、子どもに関わる活動の担い手を育成します。

③子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施

子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めたりするための講座を実施し、学校サポーターなど子どもたちや学校を支える担い手づくりにつなげます。

④学校サポーター制度の導入【再掲】

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒を支援する仕組みとして、子どもの発達について学んだ人を活用する学校サポーター制度を導入します。

⑤ホームタウンチーム・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実【再掲】

小学校体育授業サポートやラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。



〔学校運営協議会〕



〔子どもたちを支える地域団体の活動〕

施策 19 子どもの居場所・遊び場づくり

子どもの居場所・遊び場づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、そうした団体とも連携しながら、子どもの居場所・遊び場づくりを進めます。

〔主な取組〕

①子どもの居場所づくり

子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、当該団体や学校等と連携しながら、子ども食堂や無料学習支援、夏休みをはじめとした学習室開放など、公民館等において子どもが地域の中で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

②子どもの遊び場づくり

子どもの広場の設置支援や子ども自身が自然の中で自由に遊びを創造できる冒険遊び場づくり、放課後子ども教室やこどもセンター、児童館の活動などにより、子どもが安心して遊ぶことができる場づくりを進めます。



〔冒険遊び場〕

施策 20 青少年活動の推進

青少年を対象とした事業の実施や関係団体との連携・支援を通じて、子どもたちが地域で活躍できる場や機会づくりを推進します。

〔主な取組〕

①青少年を対象とした事業の実施

子ども同士で協力しながら、様々な体験をしたり主体的に取り組んだりする事業を実施します。

②青少年指導委員活動の推進

青少年指導委員による、子ども会、ジュニア・リーダー等の指導育成や地域における青少年活動を推進します。

③青少年関係団体の支援

子どもの健やかな成長や青少年活動の活性化などを目的として活動する青少年関係団体を支援します。

④スポーツ団体等と連携したスポーツ体験活動の実施【再掲】

スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、ホームタウンチーム等と連携し、放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動を実施します。



〔公民館のこどもまつり〕

目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

地域コミュニティの維持・活性化に取り組んでいくため、地域課題の解決に向けた学びや地域に根差したスポーツ活動などを通じて、地域の担い手を育成するとともに、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進します。

現状と課題

- 少子高齢化や人口減少などにより社会が変化する中においては、地域の担い手を育成しながら、多世代にわたる絆づくりや、住民の主体的な参画による地域づくりを進めることが重要であり、社会教育³¹による一層の取組が期待されています。
- 社会教育による学びの成果を地域活動の中で生かすことで、誰かの役に立っているという喜びをもたらし、より積極的に活動に参加する熱意や、更なる課題解決のために新たな学びを求めるといった「学びと活動の好循環」につなげていくことが求められています。
- また、中央教育審議会は社会教育施設の今後の役割を示しており³²、例えば公民館においては、地域住民が主体的に地域課題を解決するための学習の推進、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化や積極的に若者の来館を促す³³取組など、これまで公民館が培ってきた地域住民等との関係を生かしながら、学びと活動を結びつけて地域づくりにつなげる拠点施設を目指していくことが望まれています。

31 「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含みます。）のことをいいます。

32 中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月21日）

33 相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果によると、公民館を月に数回利用している市民のうち、60歳以上の割合が約65%を占めています。

成果指標

①公民館をはじめとした社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数(累計数)

現状値 — ▶ 目標値(令和9年度) 5,200人

住民主体の公民館活動の推進などを通じて、地域の担い手の育成・充実や市民の主体的な活動が推進されているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

②文化財活用事業へのボランティア参加者数

現状値(平成30年度) 733人 ▶ 目標値(令和9年度) 823人

地域の歴史や伝統文化の継承のため実施される文化財の活用事業において、市民との協働による取組が進んでいるかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

施策

施策 21 住民主体の公民館活動の推進

学びを通じた絆づくり・地域づくりを促進するため、公民館職員が地域住民の主体的な学び・活動を促し、公民館の運営や事業を地域住民の参画をしながら進めます。また、公民館活動の実践を通じて、地域の担い手を育成します。

〔主な取組〕

①公民館運営協議会を中心とした公民館活動の推進

公民館の運営全般に地域住民自らが参画し、協議し、推進する組織である公民館運営協議会を中心として公民館活動を推進します。

②公民館専門部等による事業の実施

公民館専門部や実行委員会など、地域住民で構成する組織の企画・運営により、地域住民の親睦・交流や地域課題の解決につながる学習等を目的として、各種事業を実施します。

③若者の参画に向けた取組の推進

若者自身のアイデアを反映した企画を具現化するなど、若者たちの地域社会への参画を促す工夫を行います。

④公民館活動を通じた地域の担い手の育成

公民館運営協議会や専門部、実行委員会など、公民館活動の実践を通じて、地域の担い手を育成します。



〔住民主体の公民館活動〕

施策 22 市民主体の社会教育事業・スポーツ活動の促進

社会教育事業への市民の参画を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブを育成・支援することを通じて、市民が主体となって行う地域の学びやスポーツ活動の環境整備を進めます。

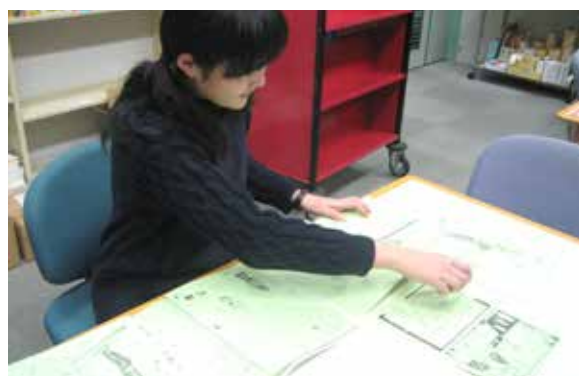
〔主な取組〕

①社会教育事業への市民の参画の促進

子どもたちに本の読み聞かせ等を行うおはなし会ボランティアや博物館の展示・事業の企画・準備・運営を行う市民学芸員など、社会教育事業への市民の参画を促進します。また、事業の担い手となる地域団体・ボランティアを育成します。

②総合型地域スポーツクラブの育成・支援

地域主導型のスポーツ振興やスポーツを通じた地域コミュニティの形成を促進するため、クラブの創設支援やPR活動など、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。



〔博物館・図書館事業への市民の参画〕

施策 23 地域の歴史や伝統文化の継承

地域の伝統文化保存・継承団体への支援や地域住民と連携した文化財の保存・活用を進めるとともに、地域の歴史・文化を学ぶ機会を提供します。

〔主な取組〕

①文化財の保存・継承の支援

民俗芸能の保存や継承に努めている民俗芸能保存協会や市内文化財の研究団体で構成される文化財研究協議会を支援します。

②文化財を核とした地域の魅力づくり

各地域で実施するワークショップ等を通じて文化財の総合的把握を進めるとともに、文化財マップの作成等を実施し、文化財を核とした地域の魅力づくりを進めます。

③文化財調査・普及員の育成

文化財関連施設における各種の文化財活用事業や、文化財調査事業での実践的な活動を通じて、市民ボランティアである文化財調査・普及員を育成します。

④地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

公民館において、地域の人材を活用し、地域の歴史・伝統文化に関する学びを促進します。



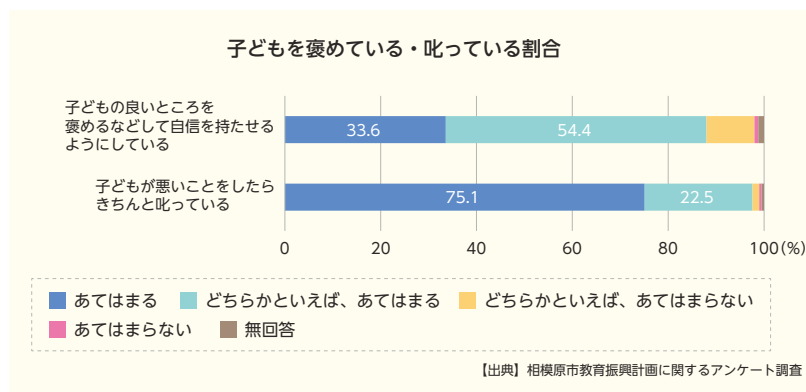
〔大島の獅子舞〕

目標 8 家庭を支える取組の推進

家庭環境の多様化や地域コミュニティが希薄化する中で保護者が孤立しないよう、家庭教育に関する学習機会の充実や、地域における家庭教育支援の担い手の育成、関係機関との連携の強化など、行政・学校・地域住民等が連携して家庭を支える仕組みづくりに向けた取組を進めます。

現状と課題

- 家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣づくりや、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うものであり、全ての教育の出発点だと言えます。
- 一方で、核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景とし、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択する困難さなどから、かえって悩みを深めてしまうなど、家庭教育を行う難しさが指摘されています³⁴。
- また、子どもを褒めることや認めることは子どもの自己肯定感を育成する上で非常に重要であるとされていますが、子どもを叱ることと比べて、褒める・認めることをしている家庭の割合が低い状況にあります。



- こうしたことを踏まえ、自己肯定感を育むことや基本的な生活習慣を身に付けることの大切さなどを学ぶことができる家庭教育に関する学習機会や、保護者が気軽に相談できるような体制整備、保護者への情報提供の工夫が求められています。

34 文部科学省 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会「家庭教育支援の具体的な推進方策について」（平成 29 年 1 月）

成果指標

①家庭教育支援事業の参加者数

現状値（平成30年度）1,920人 ▶ 目標値（令和9年度）2,670人

家庭教育支援事業の実施により、家庭教育に関する学習機会の充実が図られているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

②家庭教育啓発事業の運営に新たに携わった市民の人数（累計数）

現状値 — ▶ 目標値（令和9年度）480人

地域住民の参画による家庭教育啓発事業の実施を通じて、家庭を支える人材の育成・充実が図られているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

施策

施策24 家庭教育支援の充実

家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する不安や悩みを共有する場づくりや親子の関係づくりを支える取組など、家庭教育支援を充実します。また、子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施などにより、子どもや家庭に寄り添い支える担い手づくりを進めます。

〔主な取組〕

①家庭教育についての学習機会の提供

市立小中学校 PTA 連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施します。また、事業の企画・運営への地域住民の参画を通じて、家庭教育支援の担い手を育成します。

②子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施【再掲】

子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めたりするための講座を実施し、子どもや家庭に寄り添い支える担い手づくりにつなげます。

③関係機関との連携による家庭への支援体制の構築

スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉・医療・地域などの関係者が連携しながら、重層的な支援体制を構築します。

④家庭教育支援の効果的な実施に向けた方策の研究

家庭教育支援を効果的に実施するため、潜在的に支援が必要と思われる保護者に対する情報発信の在り方や、関係機関と連携しながら保護者や家庭を支える仕組みづくりなど、今後の方策について研究を進めます。



〔家庭教育に関する様々な事業〕

施策 25 子育て支援の推進

孤立することなく楽しんで子育てをすることができるよう、保護者同士が交流する場の提供や親子のふれあいのきっかけづくり、子育て支援センターの体制の充実などを通じて子育て支援を推進します。

〔主な取組〕

①保護者同士の交流や親子のふれあいのきっかけづくり

子育ての不安や悩みの軽減が図られるよう、「ふれあい親子サロン」など、保護者が気軽に集い交流できる場を提供します。また、絵本を介して親子が信頼関係を深めることができるよう、絵本の読み聞かせやプレゼントを行います。

②子育て支援体制の充実

子育ての相談に一元的に対応する子育て支援センターの体制を充実させ、育児不安を抱える家庭に対して、保健師等の訪問による支援を行うなど、子育て支援の充実を図ります。

③子育て支援に関わる地域団体・ボランティアの活動支援

子育てを支える地域団体・ボランティアの活動を支援します。また、子育て支援に関わる活動の担い手を育成します。

④子育て情報の発信

スマートフォン等の携帯通信機器を活用した情報発信や情報誌の発行を通じて、子育て家庭を支援します。

一人ひとりの生涯にわたる学びやオール相模原で取り組む地域教育力の向上のためには、それらを支える環境の充実が必要です。

特に、学びを支える人材が重要であることから、学校教育や生涯学習・社会教育を推進するための人材育成等の取組を進めます。

また、誰もが安心して質の高い学びや健やかな身体を養うことができるよう施設・設備の充実を図るとともに、老朽化への対応やバリアフリー化を進めるなど、多様な学びを支える環境の充実を図ります。

具体的には、次の目標を掲げて各施策を展開していきます。

目標 9 学校指導体制の充実

目標 10 学校教育環境の充実

目標 11 学校安全の推進

目標 12 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

目標 13 生涯学習・社会教育環境の充実

目標9 学校指導体制の充実

子どもたちの未来を切り拓く力などの育成に向け、人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた人材を確保するとともに、教員の指導力など必要な資質・能力の向上を図るための研修を充実します。また、教員の長時間勤務の実態を改善するため、学校における働き方改革を推進します。

現状と課題

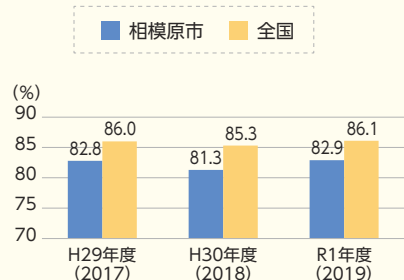
(1) 教員の採用

- 本市が求める教員を採用するため、独自に教員採用候補者選考試験を実施しています。近年の応募倍率は5倍前後となっていますが、全国的に様々な業種において人材不足となっている昨今においては、本市が求める人材の確保が一層求められています。

(2) 教員の研修

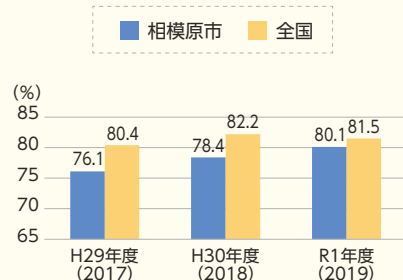
- 本市では、「教育愛にあふれ 社会の中で学び続ける教員」を目指す教員像としており、この実現に向けて平成30(2018)年2月に策定した「教員のライフステージにおける人材育成指標」に基づき、研修内容を毎年度見直していますが、研修を通じて今日的な課題に適切に対応することが求められています。
- また、教員に良いところを認めてもらえていると思っている児童生徒³⁵の割合は全国平均を下回っており、子どもの目線に立った教育活動が求められています。

教員に良いところを認めてもらえていると
思っている児童の割合



【出典】全国学力・学習状況調査 (公立)

教員に良いところを認めてもらえていると
思っている生徒の割合



【出典】全国学力・学習状況調査 (公立)

35 ここでは、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒を「教員に良いところを認めてもらえていると思っている児童生徒」と表現しています。

(3) 学校における働き方改革

- 全国的に教員の長時間勤務が課題となっている中で、本市においても教員の勤務時間を調査したところ、所定の勤務時間を除き月 45 時間超の勤務をしている教員は、小中学校において約 5 割いることがわかりました³⁶。
- これまでも本市では、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」³⁷や「相模原市中学校部活動指針」³⁸に基づき、留守番電話の導入、学校閉庁日や部活動休養日の設定などの取組を推進してきましたが、教員の日々の生活や教職人生が豊かになることが子どもたちへの効果的な教育活動につながることを踏まえ、学校における働き方改革をより一層推進していくことが求められています。

成果指標

①教員が自分の良いところを認めてくれていると思う児童生徒の割合

現状値（令和元年度）81.5% ▶ 目標値（令和9年度）85.0%

教員が研修等の成果を発揮することにより、子どもの目線に立った教育活動が実践されているかを測る指標
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

②1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間が45時間以内である教員³⁹の割合

現状値（令和元年度⁴⁰）46.6% ▶ 目標値（令和9年度）100.0%

学校における働き方改革の推進により、教員の長時間勤務の実態が改善しているかを測る指標
〔測定方法：実績調査〕

36 平成31年4月から令和元年12月までの平均値。

37 平成30年3月に策定し、令和元年10月に改訂しました。

38 平成30年2月に策定し、平成31年1月に改訂しました。

39 ここでいう「教員」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員のことをいいます。

40 令和2年1月から同年3月までについては、前年度実績に基づく推計値となっています。

施 策

施策 26 教員の確保

人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた教員を確保します。

相模原市が求める教師像

- 人間性豊かな教師
子どもと共に感動を分かち合い、情熱を持って夢を語れる教師
- 信頼される教師
子どもの願いや悩みに真剣に向き合い、家庭・地域・仲間と共に、その実現・解決に努める教師
- 指導力向上に努める教師
子ども一人ひとりが「もっと学びたい」「もっと知りたい」と感じる授業を目指し、その実現のため自己研鑽に努める教師

〔主な取組〕

①教員の採用

小中一貫教育や英語教育など様々な施策を推進するため、選考区分や加点制度など教員採用候補者選考試験の実施方法を不断に見直し、本市が求める教員を採用します。

②教員志望者の育成

相模原市の教員志望者を対象とし、教育への情熱と使命感を持った心豊かな人材を育成するため、専任講師等による講義や学校での実習など、大学とは異なる体験を通じて教員として必要な素地を養う「さがみ風っ子教師塾」を実施します。



〔本市で活躍する教員〕

施策 27 教員の資質・能力の育成

教員として求められる資質・能力である「教職の素養」、「授業づくり」、「学級づくり・子ども理解」や「マネジメント」に関する力を育成するため、教員のライフステージに応じた研修や、様々な教育課題や教員のニーズに対応した専門研修等を実施します。

〔主な取組〕

① ライフステージ研修の充実

教員のライフステージに応じ、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修や管理職研修などを核としたライフステージ研修を充実します。

② 専門研修の充実

様々な教育課題に対応するため、教員の専門的スキルを高める専門研修を充実します。

(主な研修内容)

授業力	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のため、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた授業改善リーダー研修や、指導教諭による模範授業と指導主事による授業解説を行う公開授業研修等を実施し、授業力の向上を図ります。
英語教育	本市が独自に作成した「さがみはら英語授業スタンダード」の活用や、ALTを活用した聞くこと・話すことなどのパフォーマンス評価を行うための研修などを実施することにより、授業力の向上を図ります。
情報教育	プログラミング教育の基礎やプログラミング教材を活用した授業づくりを学ぶ研修を実施し、児童生徒の情報活用能力を育む授業力の向上を図ります。また、各教科等の授業におけるICTの効果的な活用方法を学ぶ研修を実施し、ICT活用指導力の向上を図ります。
支援教育	通級指導教室や特別支援学級担任者、支援教育を推進するためのキーパーソンとなる支援教育コーディネーター向けの研修等を実施し、資質・能力の向上を図ります。

施策 28 学校における働き方改革の推進

教員の長時間勤務の実態を改善するため、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づき、教員以外の専門スタッフの活用や校務の情報化など、学校における働き方改革を推進します。

〔主な取組〕

①勤務時間を意識した働き方の推進

教員の勤務時間に上限を設定するとともに、教員が担う各業務の標準的な時間を示し、勤務時間を意識した働き方を推進します。

②学校における徴収金事務の改善

学校給食費を含む徴収金事務の在り方を検討し、事務の改善を図ります。

③部活動における負担の軽減

部活動は学校教育の一環として行われていますが、教員に過渡な負担がかかりやすいことから、「相模原市立中学校部活動指針」に基づき、部活動の休養日の設定、部活動指導員の配置や部活動全体の在り方の見直しなどにより、教員の負担軽減を図ります。

④教員研修の効率的な実施

授業改善等に当たって教員研修は重要ですが、教員の時間的な負担を考慮し、教員研修の実施時期や回数を精選するとともに、eラーニングや遠隔技術等を用いた研修等の実施を検討します。



〔ワーク・ライフ・バランスの実現〕

目標 10 学校教育環境の充実

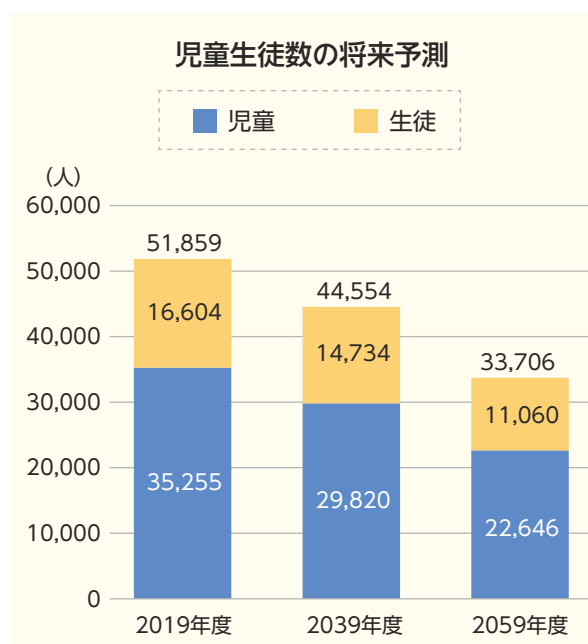
安全・安心で質の高い教育環境を確保するため、老朽化やバリアフリーへの対応など学校の施設・設備や学校給食施設の整備のほか、先端技術の活用に向けた ICT 環境の整備を進めるとともに、望ましい学校規模の実現に向けた取組などを進めます。

現状と課題

(1) 学校施設の整備

●本市が現在保有する学校施設の建築時期は、昭和 33（1958）年に始まり、児童生徒数の急増に対応した昭和 45（1970）から 59（1984）年までの 15 年間に集中したため、今後、老朽化した学校施設の改修・改築時期も集中することが見込まれています。

●また、本市においても少子化が進行しており、昭和 58（1983）年の児童生徒数（約 9 万人）をピークに、令和元（2019）年はその約 58 パーセントに当たる約 5 万 2 千人にまで減少しています。今後も減少傾向は続くと予測されており⁴¹、教育上、望ましい学校規模を踏まえ、学校施設を整備していくことが求められています。



(2) 学校給食の充実

●学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進や体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材としても重要ですが、今後も安定的に提供するための学校給食施設の整備が必要となっています。

41 「2015 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」を基に作成しました。

(3) 学校情報化の推進

- 超スマート社会においては、先端技術や教育ビッグデータを活用し、多様な子ども一人ひとりの個性や置かれている状況に最適な学び、つまり「公正に個別最適化された学び」⁴²を可能にしていくことが重要ですが、この実現にはICT環境の整備が必要です。
- 特に教育用コンピュータの整備率について、全国平均は5.4人/台⁴³であるところ、本市においては9.0人/台となっており、今後の整備が求められています。

施策

施策 29 安全で快適な施設・設備の整備

安全性や快適性の向上に向けて、校舎、屋内運動場やトイレ等の改修、設備の整備を進めます。

〔主な取組〕

①校舎等の改修

校舎・屋内運動場の長寿命化改修、大規模改造、中規模改修工事を計画的に推進します。

②トイレの改修・洋式化

トイレの改修工事や和式便器の洋式化を計画的に推進します。

③空調設備の整備

特別教室等への空調設備の整備を推進します。また、屋内運動場への空調設備導入について検討します。



〔安全で快適な学校〕

42 文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（令和元年6月25日）

43 文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（平成31年3月現在）

施策 30 望ましい学校規模の実現に向けた取組

学校規模に課題が生じている地域について児童生徒にとって望ましい教育環境となるよう、小中学校の通学区の見直しや再編などの検討を進めます。また、こうした機会を捉え、小中一貫教育の良さを最大限に生かし、より充実した教育活動を継続的に展開できる環境の実現に向けた検討を行います⁴⁴。

施策 31 学校給食の充実

児童生徒の心身の健全な発達を促すため、安全・安心な学校給食の安定的な提供に向けた取組を進めます。

〔主な取組〕

①学校給食の在り方の検討

学校給食をめぐる諸課題を調査・研究し、本市にふさわしい学校給食の提供方法などについて検討します。

②学校給食施設の整備

安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、給食室等の改修などを進めます。



〔安全・安心な学校給食の提供〕

44 平成 29 年 3 月に策定した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」に基づき、具体的な検討を進めます。

施策 32 ICT 環境の整備

先端技術の活用に向けた ICT 環境の整備を進めるなど、学校の ICT 環境の維持・改善を図ります。

〔主な取組〕

①学習用タブレットPCの整備

児童生徒のプログラミング的思考等の情報活用能力をより効果的に育成するため、学習用タブレット PC やプログラミング教材等を整備します。

②ICT推進校による教育研究

タブレット PC 等の効果的な活用方法について ICT 推進校において教育研究を進めます。



〔児童生徒の学びを支える ICT 環境〕

目標 11 学校安全の推進

自然災害、交通事故、犯罪などの多様な危険に備え、地域住民や関係機関等と連携しながら、子どもの身を守るための取組を進めるとともに、学校における安全対策の徹底に取り組みます。

現状と課題

- 東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年は台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害などの自然災害が多発しており、災害発生時に備えて子どもの頃から防災意識を高める必要があります。
- また、登下校中の児童生徒が交通事故に遭ったり、児童生徒の命に関わるような犯罪に巻き込まれてしまったりするなどの事案も全国的に発生しており、安全対策の徹底が求められています。

施策

施策 33 児童生徒の安全対策の推進

児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、通学路や学校内における安全対策の徹底に取り組みます。

〔主な取組〕

①交通安全の確保

児童生徒の通学時の安全確保に向け、各学校において交通安全教育を実施するとともに、通学路交通安全プログラムに基づき、歩道橋やガードレール、カーブミラーを設置するなど関係機関と連携を図り、継続的に安全対策に取り組むほか、子ども安全見守り活動団体への助成・支援、学童通学安全指導員の配置、スクールバスの運行、防犯ブザーの貸与などを行います。

②生活安全の確保

児童生徒が健康で安全に過ごせる学校づくりを進めるため、防犯・安全教育プログラム「安全教室」を全小学校で実施するなど児童生徒の安全意識を高めるとともに、「学校安全の手引き」を改訂して周知・活用を推進するなど教職員の安全管理意識の向上を図ります。

③災害安全の確保

児童生徒が災害時において危険を認識し、自らの安全を確保するための自助意識や地域を守る担い手としての共助意識の育成を図るため、防災教育を実施し、災害や防災に関する基本的知識の習得を図ります。



〔通学路における見守り活動〕



〔学校における避難訓練〕

目標 12 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

学びを通じた人づくりや地域づくりを促進するため、地域の人材や資源をコーディネートし、地域住民の主体的な学びを促すことができる職員の専門性を育成するなど、生涯学習・社会教育の推進体制の充実を図ります。

現状と課題

- 個人や地域社会の抱える課題が複雑化・多様化している中においては、課題解決に向けた地域住民の主体的な学びを促すことが重要となっています。
- とりわけ、社会教育においては、学習の内容や形態が多様であり、地域における様々な学習機会について、全体を俯瞰的に捉え、関係者間をつないだり、必要な学習の場について調整を行ったりする職員等の存在が不可欠です。
- 社会教育法では、このような役割を果たす中核的な専門職として社会教育主事を配置することが規定されていますが、令和2（2020）年度から「社会教育士」が新たに制度化され、コーディネート能力やファシリテート能力等のより高い専門性を備えた職としての活躍が期待されています。

成果指標

① 社会教育士となった職員⁴⁵の人数（累計数）

現状値 — ▶ 目標値（令和9年度）16人

地域住民の主体的な学びを促すことができる専門的職員として社会教育士の養成が進んでいるかを測る指標 〔測定方法：実績調査〕

⁴⁵ ここでは、令和2年4月1日以降に社会教育主事講習を修了し、社会教育士の称号を付与された職員を「社会教育士となった職員」と表現しています。

施 策

施策 34 研修・支援体制の充実

生涯学習・社会教育に関わる職員の専門性を育成するため、研修・情報交換や相談・助言の機会を充実します。

〔主な取組〕

①研修・情報交換機会の充実

生涯学習・社会教育を推進する職員としての専門性を育成するため、研修や情報交換の機会を充実します。

②社会教育士の養成

地域住民の主体的な学びを促すことができる職員の専門性を育成するため、社会教育士の養成講習へ職員を派遣します。

③公民館職員への支援の充実

AI を活用した公民館職員支援ツールの研究・導入を行うなど支援の充実を図ります。

④スポーツ推進委員・青少年指導委員の資質向上

研修会や情報交換会等の開催などにより、スポーツ推進委員・青少年指導委員の資質向上を図ります。



〔地域住民の学びを支える公民館職員〕

目標 13 生涯学習・社会教育環境の充実

生涯学習・社会教育環境の充実を図るため、老朽化やバリアフリーへの対応など、施設・設備等の整備を進めます。

現状と課題

- 本市が現在保有している公共施設の半分以上が、昭和 61 年度までに整備されており、生涯学習・社会教育施設も同様に、多くの公民館が昭和 50 年代半ばから昭和 60 年代初めまでに整備されているなど、今後、計画的な保全などの老朽化への対応が必要となっています。
- また、本市の長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた文化財は、新たな市民文化を育む市民の財産であり、それを次世代に伝え、活用していくための整備が必要となっています。

施策

施策 35 生涯学習・社会教育施設等の整備

公民館、公共スポーツ施設、図書館や博物館の計画的な保全など、施設・設備の整備を進めます。また、文化財の保存と公開活用のための整備を進めます。

〔主な取組〕

①市立図書館や大野北公民館の再編・再整備

淵野辺駅南口周辺のまちづくりに合わせて、市立図書館や大野北公民館などの公共施設の老朽化等の課題解決に向けて、新たな文化・交流拠点の形成などの検討を進めます。



〔清新公民館〕

②公民館の改修、再編・再整備

施設の複合化も含め、公民館の改修、再編・再整備を進めます。



〔博物館〕

③公共スポーツ施設の改修・更新・整備

公共スポーツ施設の改修・更新・整備を進めます。



〔古民家園〕

④文化財の保存と公開活用のための整備

文化財の保存と公開活用のための整備に向けた取組を進めます。

第5章

進行管理

本計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下「点検・評価」といいます。）を通じて実施します。

この点検・評価は、教育に関する学識経験者の知見を活用しつつ、教育委員会が毎年度実施するものであり、この結果については市議会に報告するとともに、一般公表しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

資料編

- 資料1 計画策定までの主な経過
- 資料2 相模原市教育振興計画策定委員会規則
- 資料3 相模原市教育振興計画策定委員会委員名簿
- 資料4 相模原市教育振興計画策定会議設置要綱
- 資料5 シンポジウム結果概要
- 資料6 アンケート調査概要
- 資料7 キッズ・インタビュー結果概要
- 資料8 パブリックコメント結果概要

資料1 計画策定までの主な経過

平成30(2018)年度

- 8月1日 諮問
第1回 相模原市教育振興計画策定委員会
- 8月下旬 市民・保護者アンケート調査
- 9月上旬 子どもアンケート調査
- 11月13日 第2回 相模原市教育振興計画策定委員会
- 2月25日 第3回 相模原市教育振興計画策定委員会
- 3月17日 新たな相模原市教育振興計画の策定に向けたシンポジウム

令和元(2019)年度

- 4月下旬 キッズ・インタビュー
- 5月16日 第4回 相模原市教育振興計画策定委員会
- 6月7日 第5回 相模原市教育振興計画策定委員会
- 8月22日 第6回 相模原市教育振興計画策定委員会
- 9月5日 第7回 相模原市教育振興計画策定委員会
- 10月3日 第8回 相模原市教育振興計画策定委員会
- 10月8日 答申
- 12月15日 パブリックコメント
- 3月6日 策定(教育委員会3月定例会)



〔相模原市教育振興計画策定委員会〕

資料 2 相模原市教育振興計画策定委員会規則

平成 30 年 2 月 9 日
教育委員会規則第 1 号

(設置)

第 1 条 附属機関の設置に関する条例（昭和 37 年相模原市条例第 17 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、相模原市教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、相模原市教育振興計画の策定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公益的活動を行う団体から推薦された者
- (3) 市の住民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第8条 委員会の会議の議事録は、議事の概要を記録することによって作成する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、相模原市教育振興計画事務主管課で処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の委員会の会議は、教育長が招集する。

(失効)

3 この規則は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

資料3 相模原市教育振興計画策定委員会委員名簿

〔委員〕

飯島 沙織	特定非営利活動法人相模原ライズ・アスリート・クラブ クラブマネージャー
内野 智之	神奈川県立津久井養護学校 校長 ※第4回策定委員会から第8回策定委員会まで
大貫 勲	相模原市立大沢公民館 館長
大貫 君夫	相模原市民生委員児童委員協議会 副会長
後藤 直樹	神奈川県立麻溝台高等学校 校長
小橋 隆司	株式会社デスケル 代表取締役
◎酒井 朗	上智大学 教授
佐藤 敦子	公募
佐藤 毅彦	宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所 教授
塚田 久美	神奈川県立津久井養護学校 校長 ※第1回策定委員会から第3回策定委員会まで
中里 浩章	相模原市立小中学校 PTA 連絡協議会 会長
永保 貴章	一般社団法人相模原市幼稚園・認定こども園協会 副会長
西出 利一	公募
○秦野 玲子	RE Learning 代表
原田 康子	公募
藤井 智	特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク 常務理事
星山 麻木	明星大学 教授
若林 由美	相模原市立小中学校 PTA 連絡協議会 (敬称略・五十音順 ◎は委員長／○は副委員長 所属・役職は委嘱当時)

〔オブザーバー〕

門川 秀樹	相模原市立小学校長会 代表 ※第1回策定委員会から第3回策定委員会まで
渡邊 仁	相模原市立小学校長会 代表 ※第4回策定委員会から第8回策定委員会まで
守屋 和幸	相模原市立中学校長会 代表

資料4 相模原市教育振興計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 相模原市教育振興計画（以下「振興計画」という。）の策定に関する審議及び連絡調整等を行うための庁内組織として、相模原市教育振興計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、座長が必要と認めること。

(組織)

第3条 策定会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 策定会議の座長は、教育局長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 座長は、必要に応じて関係職員を策定会議に出席させることができる。

(部会)

第5条 策定会議に付議する事案の調整等を行う下部組織として、策定会議部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次に掲げる3部会とし、別表2に掲げる所属の長（本項第2号に規定する部会にあつては、小学校及び中学校の代表を加える。）をもって構成する。

- (1) 総合調整部会
- (2) 学校教育部会
- (3) 生涯学習部会

3 各部会の部会長は、別表2に掲げる最初の所属の長とする。

4 各部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要に応じて関係職員を部会に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 振興計画の策定に関する作業等を行うため、各部会下部組織としてワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

2 ワーキングは、別表2に掲げる所属の長が指名する職員（次項に規定するワーキングの長を除き、副主幹以下の者に限る。）をもって構成する。

3 ワーキングは、ワーキングの長が必要に応じて招集し、その議長となる。

4 ワーキングの長は、各部会の部会長の所属の担当課長又は総括副主幹をもって充てる。

5 ワーキングの長は、必要に応じて関係職員をワーキングに出席させることができる。

(庶務)

第7条 策定会議等の庶務は、教育総務室で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議、部会及びワーキングの運営について必要な事項は、策定会議、部会及びワーキングに諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係) ◎：座長

◎教育局長	教育環境部長	学校教育部長
生涯学習部長	こども・若者未来局次長	教育総務室長
学務課長	学校教育課長	生涯学習課長

別表2 (第5条関係) ◎：部会長

総合調整部会	◎教育総務室、企画政策課、こども・若者政策課、学務課、学校教育課、生涯学習課
学校教育部会	◎学校教育課、障害政策課、障害福祉サービス課、こども・若者政策課、こども・若者支援課、保育課、こども家庭課、児童相談所、陽光園、学務課、学校保健課、学校施設課、教職員人事課、教職員給与厚生課、教育センター、相模川自然の村野外体験教室、青少年相談センター、小学校、中学校、教育総務室
生涯学習部会	◎生涯学習課、こども・若者支援課、こども家庭課、学校教育課、青少年相談センター、生涯学習センター、文化財保護課、スポーツ課、図書館、相模大野図書館、橋本図書館、博物館、教育総務室

資料5 シンポジウム結果概要

「新たな相模原市教育振興計画の策定に向けたシンポジウム～共に育む未来への力～」を開催し、第2次相模原市教育振興計画の検討状況を市民に説明するとともに、基調講演やパネルディスカッションを通じ、本市の教育が目指す方向性について議論しました。

【実施概要】

- 日 時 平成31年3月17日(日) 13時30分から16時10分まで
- 会 場 ソレイユさがみ セミナールーム1
- 来場者数 128人

【計画の検討状況】

- 教育に関する本市の今日的課題や、第1回から第3回までの相模原市教育振興計画策定委員会における検討状況について説明しました。



【基調講演】

- テーマ
一人ひとりのわくわくエンジンが未来をつくる
～子どもの力を引き出すために～

■ 講師

朝山あつこ 氏 (認定NPO 法人キーパーソン21 代表理事)

■ 講演概要

◇今の枠組みを超えて未来を創る人になるためには、自分で考えて選択し、行動する力が必要であり、子どもたち一人ひとりが持っている「わくわくエンジン」(わくわくして動き出さずにはいられない原動力)に気付かせることが大切である。

◇大人に求められることは、子どもの中にある「わくわくエンジン」を丁寧に引き出し、それを認め、子どもに寄り添って伴走していく姿勢である。



【パネルディスカッション】

■ テーマ

未来につながる学びについて ～子どもたちの未来を切り拓く力を育む～

■ コーディネーター

酒井 朗 氏（上智大学教授・相模原市教育振興計画策定委員会委員長）

■ パネリスト（所属・役職は当時のもの）

朝山あつこ 氏（認定 NPO 法人キーパーソン 21 代表理事）

幡野 泉 氏（アイケープブリッジ外語学院代表取締役）

神谷 昌義 氏（相模原市立小中学校 PTA 連絡協議会会長）

野村 謙一 氏（相模原市教育委員会教育長）

■ 主な意見

- ◇自信を持ち、行動につなげる原動力の根底には、自己肯定感というものがあり、幼少期から育まれていくものとして重要である。
- ◇人は自分の駄目なところを見てしまいがちであり、他人の駄目なところも探してしまうが、自分の良いところがわかれば、他人の良いところを見つけ認めることができる。
- ◇「褒める」というと、大人の考える枠組みに子どもをはめ込むような感じがするため、子どものありのままを「認める」という姿勢が望ましい。
- ◇まずは、教員や大人がわくわくしながら日々過ごしている背中を見せることが大切であり、こうすることで子どもの中にある「わくわくエンジン」を引き出せるようになる。



資料6 アンケート調査概要

教育に関する現状や市民の考えを把握し、第2次相模原市教育振興計画の基礎資料とするため、次の3種類のアンケート調査を実施しました。調査結果につきましては、「相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果」（平成31年3月作成）として別にまとめております。

【市民アンケート】

■実施概要

- 配布件数 3,000件（住民基本台帳から18歳以上を無作為抽出）
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査時期 平成30年8・9月
- 回収件数 1,166件（回収率38.9%）

■調査事項

- あなたご自身のことについて
- 子どもや学校について
- 地域について
- 生涯学習について
- 公民館について
- 博物館について
- 文化財について



【保護者アンケート】

■実施概要

- 配布件数 3,000件（住民基本台帳から児童生徒の保護者を無作為抽出）
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査時期 平成30年8・9月
- 回収件数 1,319件（回収率44.0%）

■調査事項

- お子さんについて
- 学校の授業時間以外の勉強時間について
- 家庭でお子さんにしていることについて

- お子さんとの話の内容について
- 土曜日、日曜日、放課後の過ごし方について
- お子さんの教育に対する考え方について
- お子さんの教育費について
- お子さんが通っている学校について
- 地域との関わりについて
- ご自身の相談先について



【子どもアンケート】

■ 実施概要

- 配布件数 小学校第5学年 497件
中学校第2学年 542件
- 調査方法 学校で配布・回収
- 調査時期 平成30年9月
- 回収件数 小学校第5学年 494件 (回収率99.4%)
中学校第2学年 524件 (回収率96.7%)

■ 調査事項

- 学校について
- 勉強について
- 職業について
- 挑戦心、悩み、相談について
- 小学校から中学校に進学したときのことについて (中学校のみ)
- スマートフォン、タブレット端末や携帯電話について
- 朝食について
- 自分や地域のことについて
- 相模原市のホームタウンチームについて
- 図書館や地域の公民館図書室について



資料7 キッズ・インタビュー結果概要

今後の学校教育を考える上での参考とするため、平成30年8月に実施した子どもアンケートの調査結果を踏まえ、児童生徒の意見や要望を直接ヒアリングしました。

〔実施概要〕

- 実施時期 平成31年4月下旬
- 実施校数 計6校
(小学校3校、中学校3校)
- 参加者数 計66人
(児童36人、生徒30人)



〔主な意見等〕

- 課題に対し、自分なりの進め方で取り組み、自分で調べて答えにたどり着いたときにわくわくする。【児童生徒】
- なりたい職業を考え、自分の好きなことを職業にしたいと思った。【児童】
- どんな仕事でも数字を使うことが多いから、算数の四則計算は大事だと思う。【児童】
- 中学生になると、小学生のときよりもはっきりと将来のことを意識し、将来に直接結びつきそうなもの以外は不要に思えてしまう。【生徒】
- 中学生になったら勉強が難しくなったので不安だ。【生徒】
- 小学生のときは進路の心配もなく、友達との関係が楽しかったけれども、思春期になり、友人関係が複雑になって不安も多く、素直になれないことがある。【生徒】
- みんなで一緒に学べるのが学校の良いところだと思う。【児童】
- 日常的に英語に触れるなど、実践的な会話の機会が欲しい。【生徒】
- タブレットを1人1台持てるようにしてほしい。タブレットがあったらもっと勉強したくなると思う。【児童生徒】
- タブレットやスマートフォンなど便利な道具が増えているが、それを使うときのルールやマナーを学ぶ必要があると思う。【児童】

資料8 パブリックコメント結果概要

第2次相模原市教育振興計画の策定に当たり、市民の皆様から御意見を募集したところ、9人の方から23件の御意見を頂きました。

【意見募集の概要】

■ 募集期間

令和元年12月15日～令和2年1月21日

■ 募集方法

直接持参、郵送、ファクス、電子メール

■ 周知方法

市ホームページ、広報さがみはらへの掲載及び教育総務室、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く。）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く。）、各図書館、市立公文書館での配架・配布

【結果の概要】

項目	件数	市の考え方の区分※			
		ア	イ	ウ	エ
① 「第4章 施策体系」に関すること	23	1	10	12	0
合計	23	1	10	12	0

※市の考え方の区分

ア：計画（案）に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）



潤水都市 さがみはら

〔発行〕 令和 2 年 3 月 相模原市教育委員会
〔編集〕 相模原市教育委員会 教育局 教育総務室
〒 252-5277
神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15
TEL 042-769-8280
FAX 042-758-9036

